



岡山市社会教育委員会議 提言

# 家庭の教育力向上に 向けての方策について

平成25年10月22日  
岡山市社会教育委員会議



## はじめに

岡山市社会教育委員会議は、平成15年3月、「これからの家庭教育のあり方と家庭教育を支援するための方策について」を取りまとめ、岡山市教育委員会に提言しました。これは、家庭教育のあり方について改めて見直すとともに、「家庭」に望むことと、「地域社会、職場・企業、学校・園、行政」に望むことについて提言したものです。（※提言はP71参照）

この提言から10年が経過し、核家族化や地域におけるつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化していく中、家庭の教育力の低下が依然として指摘されています。そのため、改めてこれからの時代に即した家庭の教育力向上のための方策を検討することとしました。

アンケート調査の実施、保護者と家庭教育を支援している関係団体の方々への意見聴取などにより、改めて家庭教育の現状と課題を把握し、家庭の教育力向上のために何が必要であるか2年間に渡って検討し、その結果を提言としてまとめました。

本提言は、家庭の教育力向上に向けて、家庭の主体的な実践とそれを支える社会全体からの家庭への支援について、具体的でより実効性のある方策の提案を行っています。家庭の主体的な実践については、家庭教育に求められていることの中から、特に大切だと考えられることに焦点化して、「家庭で育みたいもの」と「家庭において心がけること」を具体的にまとめています。また、社会全体からの家庭への支援についても、「支援の柱」や「支援の柱の具体化に向けて」の方策を描き、取り組みやすいようにしています。

また、巻末のコラムと参考のページは、家庭教育における子どもや保護者の姿や地域などでの支援の具体的な活動などを、事例などでイメージ豊かに読んでいただけるよう工夫しました。

この提言を通して、家庭教育を行う保護者の方、そしてすべての市民が、家庭教育に関わる一人であることを改めて自覚し、主体的に関わりを深めていくようになることで、家庭教育がより一層充実発展し、岡山市の子どもがこれまで以上に豊かに成長していくことを期待しています。

なお、本提言の作成にあたり、家庭教育に関するアンケート調査にご回答いただいた保護者の方々、会議に出席しご意見を頂いた保護者の方々、関係団体の方々に御礼申し上げます。

# 目次

<b>1 現状の把握</b>	<b>P 1</b>
(1) 家庭を取り巻く環境の変化	P 2
(2) 家庭教育の現状	P 5
(3) 現状のまとめと、家庭の教育力向上に向けての課題	P19
<b>2 家庭の教育力向上に向けての方策</b>	<b>P21</b>
(1) 家庭の主体的な実践	P22
① 家庭で育みたいもの	P23
② 家庭において心がけること	P24
③ 家庭において心がけることの実践に向けて	P25
(2) 社会全体からの支援	P28
① 支援の柱	P29
② 支援の柱の具体化に向けて	P30
▶ 地域	P30
▶ 学校園	P32
▶ 社会教育施設	P34
▶ 社会教育関係団体・NPO等	P36
▶ 企業	P38
▶ 行政	P40
(図) 家庭の教育力向上に向けての方策	P42
コラム	P43
参考	P51
<b>資料編</b>	<b>P63</b>
○ 岡山市社会教育委員会議 審議経過	
○ 社会教育法(抜粋)	
○ 岡山市社会教育委員の設置に関する条例	
○ 岡山市社会教育委員会議設置要綱	
○ 岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例(愛称「岡山っ子育成条例」)	
○ 平成15年の提言「これからの家庭教育のあり方と家庭教育を支援するための方策について」	
○ 平成24年度第3回社会教育委員会議における意見聴取者名簿	
○ 本提言の作成に参加した岡山市社会教育委員名簿	

# 1 現状の把握

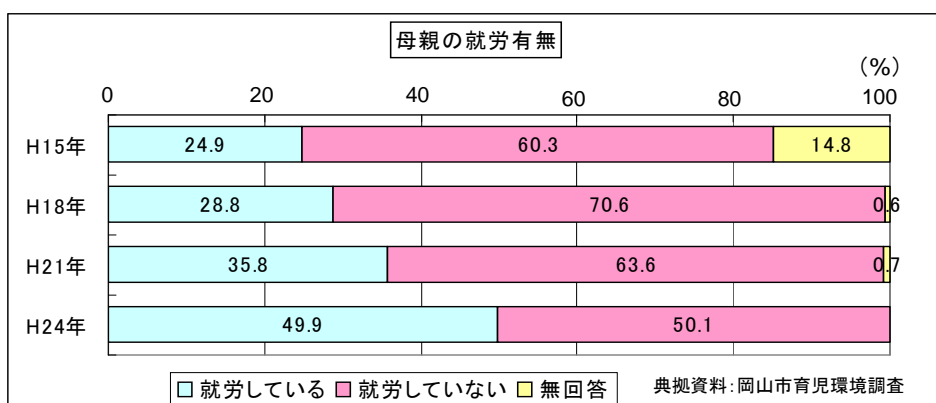
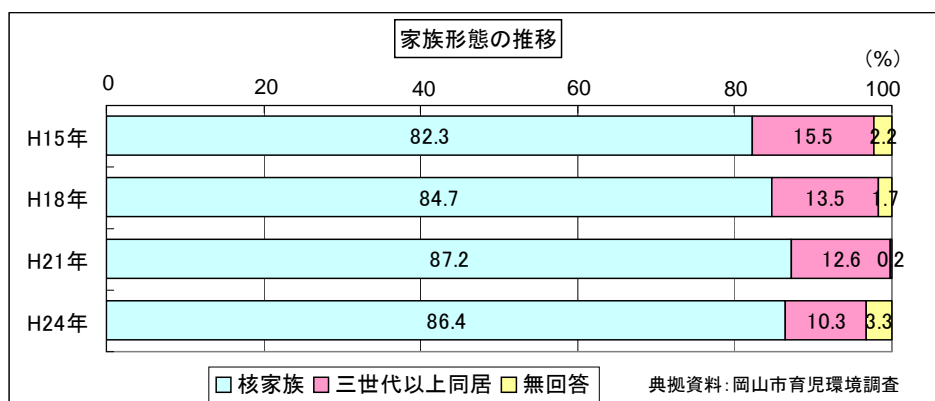


## (1) 家庭を取り巻く環境の変化

前回の提言から10年が経過し、核家族化や共働き世帯の増加、地域でのつながりの希薄化、子育ての孤立化の状況など、家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。

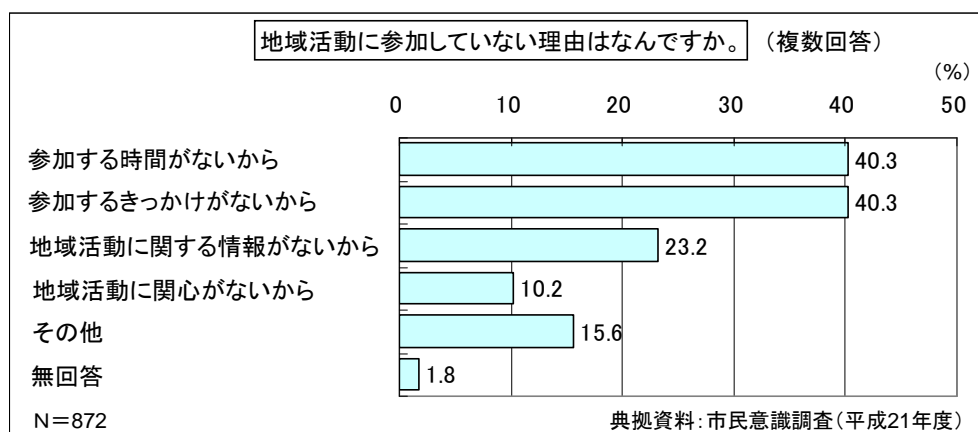
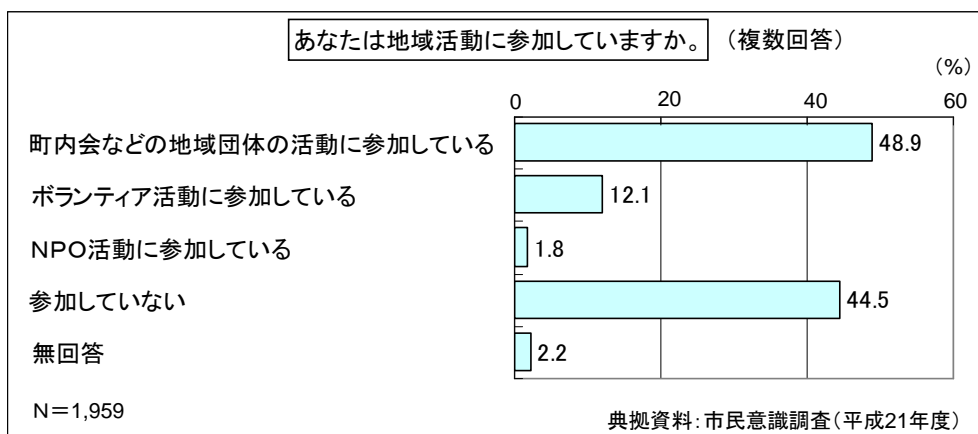
### ① 核家族化・共働き世帯の増加

三世代以上同居の世帯の割合は年々減少しており、10年間で5.2ポイント減少しています。また、母親が就労している世帯は、年々増加しており、10年間で25ポイントと大幅に増加しています。



## ② 地域でのつながりの希薄化

地域活動へは、半数弱の人が参加しています。地域活動に参加していない理由は、参加する時間ときっかけがないことがそれぞれ約4割を占めています。

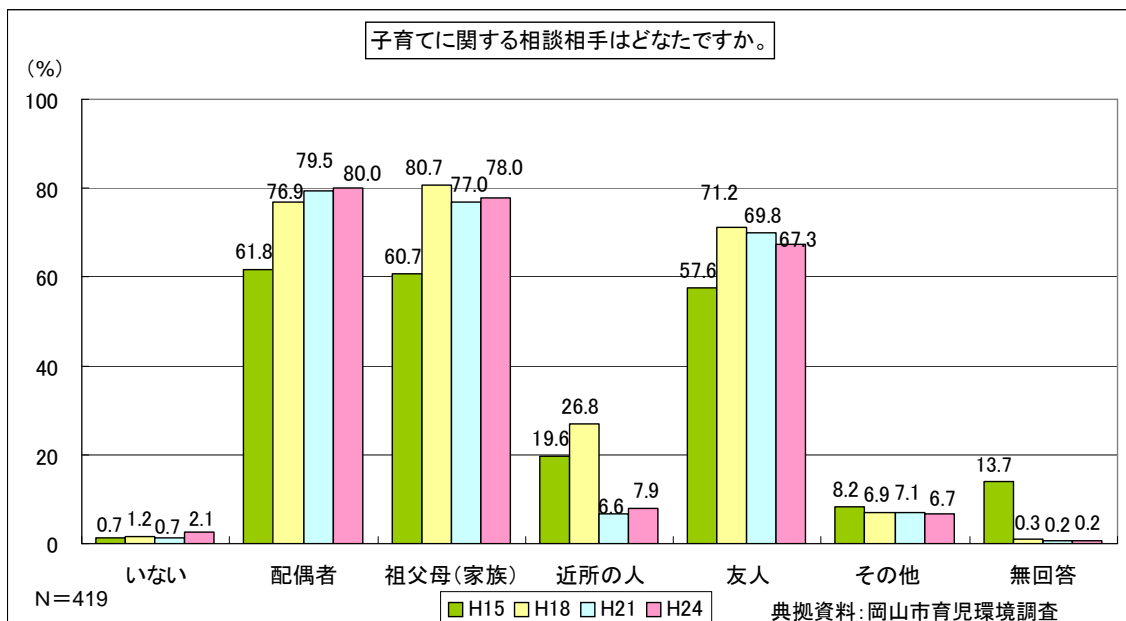
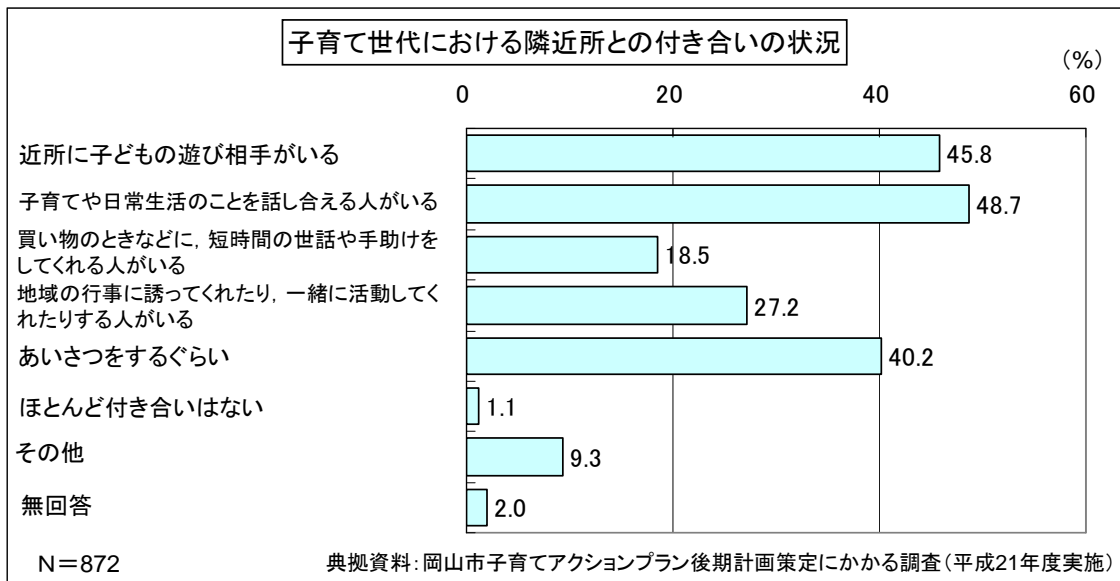


※グラフ中のN: 母集団の数(以下同)

### ③ 子育ての孤立化，困難さ

子育てや日常生活のことを話し合える人が隣近所にいるという人は、ほぼ半数いますが、隣近所とは、あいさつをするぐらいという人も4割程度います。ほとんど付き合いのない人も少数います。

また、子育てに関する相談相手として、「近所の人」はここ10年間で減少傾向にあります。





## (2) 家庭教育の現状

家庭を取り巻く環境が変化している中で、家庭の教育力向上のためにどういった取組が必要なのか検討を行うため、家庭教育の現状や、家庭を取り巻く地域や学校園、社会教育施設、社会教育関係団体、企業、行政などからの支援の状況について、家庭を対象にアンケート調査を行いました。また、子育て中の保護者と家庭教育を支援している方からの意見聴取を行いました。

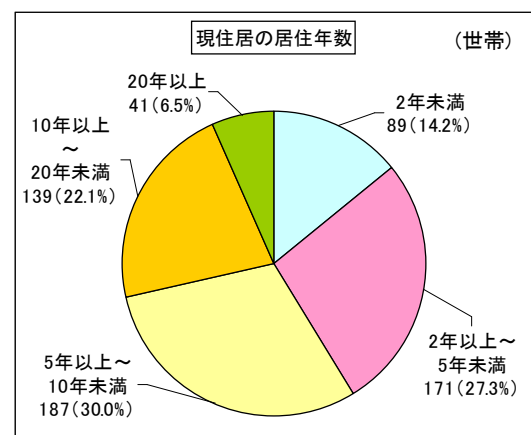
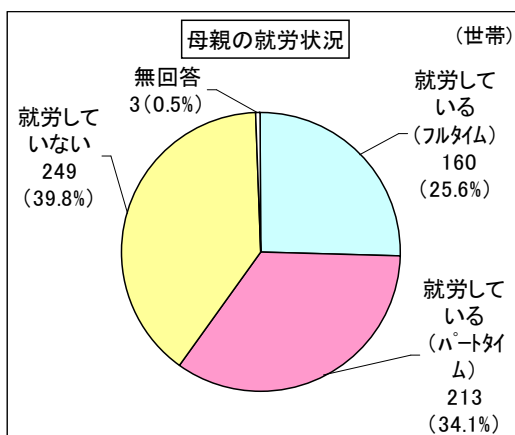
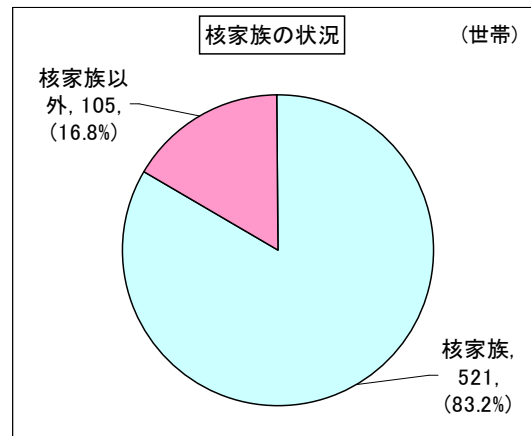
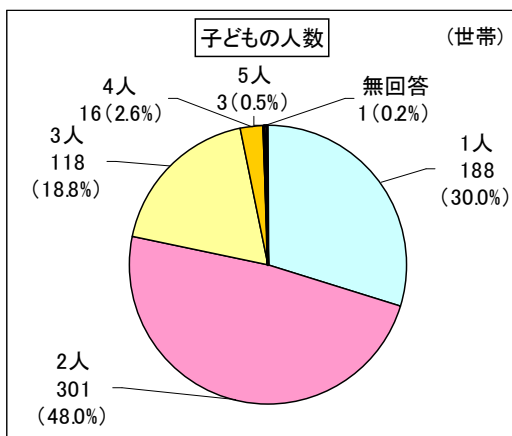
### ① アンケート調査結果

時期：平成24年6月実施

対象：中学生までの子どもがいる岡山市内の1,400世帯（無作為抽出）

回答：627世帯（回収率44.8%）

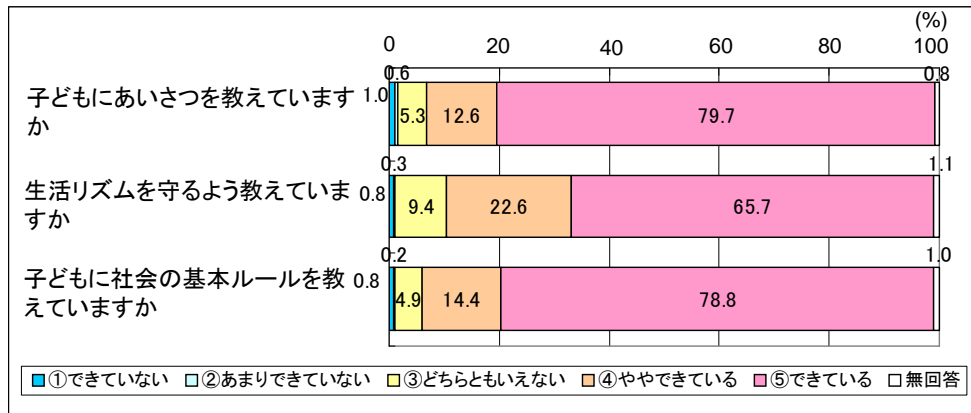
#### ア 家庭の現状



子どもが2人の家庭が最も多く約半数を占め、核家族の家庭は約8割、母親が就労している家庭は約6割と半数を占めています。また、現住居の居住年数は5年未満の家庭が約4割と半数近くを占めています。

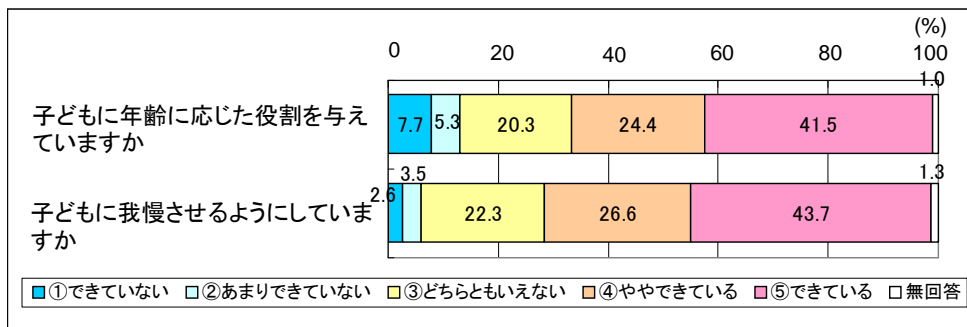
## イ 家庭教育の現状

### <家庭教育の基本的な事項>



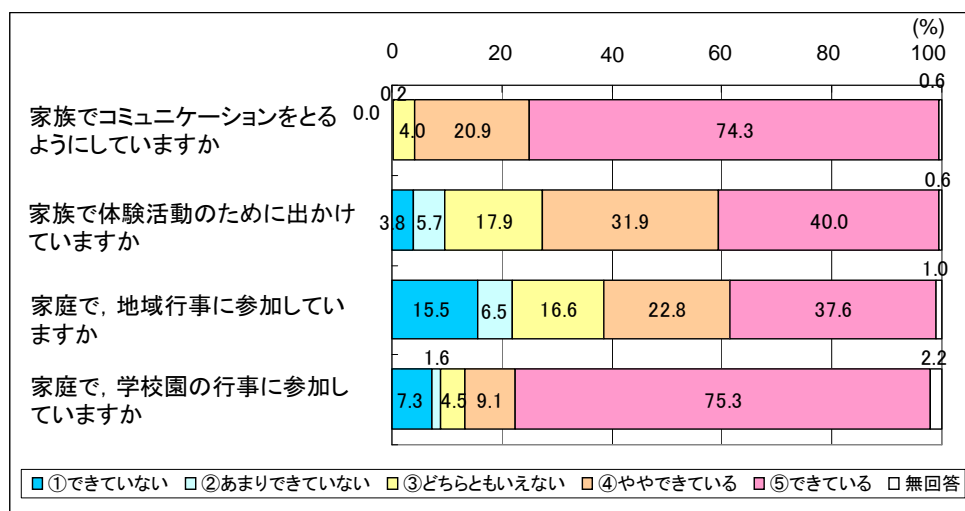
家族のコミュニケーションを深める上で最も大切な「あいさつ」や、家庭教育の基礎となる「生活リズム」, 「社会の基本ルール」について、子どもにきちんと教えることが「できている, ややできている」と回答した家庭が約9割を占めています。

### <役割分担・我慢について>



自立心や責任感, 自尊感情などを育むために大切な「年齢に応じた役割分担」や, 物事の良し悪しや感情のコントロール, 人への思いやりなどを育てるために必要な「我慢する体験」については, いずれも7割程度の家庭で「できている, ややできている」と回答しています。しかし, 「役割分担」については, 1割以上の家庭が「できていない, あまりできていない」と回答しています。

## <家庭でのコミュニケーションの状況と体験活動や行事への参加>

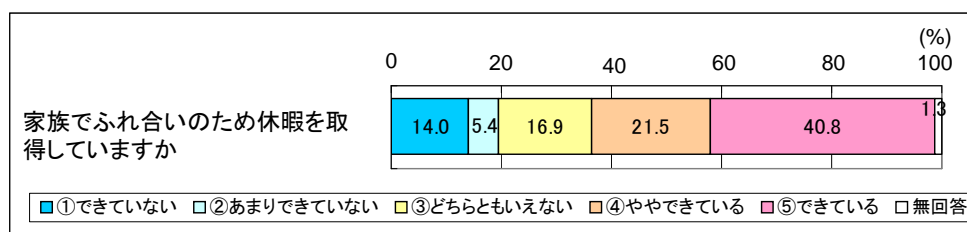


ほぼ全ての家庭が、親子のふれあいに重要な「コミュニケーション」を家庭内でとることが「できている、ややできている」と回答しています。

一方で、家庭を出て、「体験活動」を行うことや「地域行事への参加」、「学校園の行事への参加」を通して、人とのふれあいを深めることなどについて「できている、ややできている」と回答した家庭は6～8割とばらつきがあります。

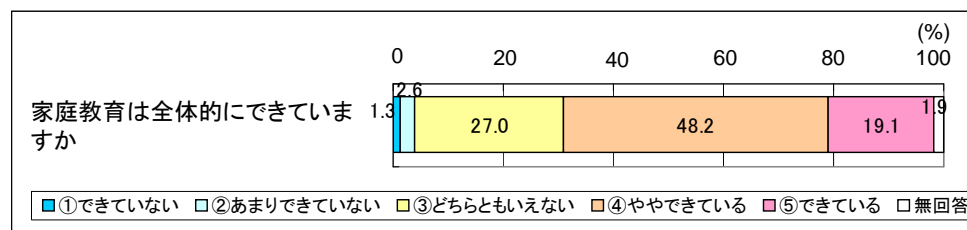
特に「地域行事への参加」については、6割程度の家庭しか「できている、ややできている」と回答していません。

## <家族でふれ合うための休暇取得>



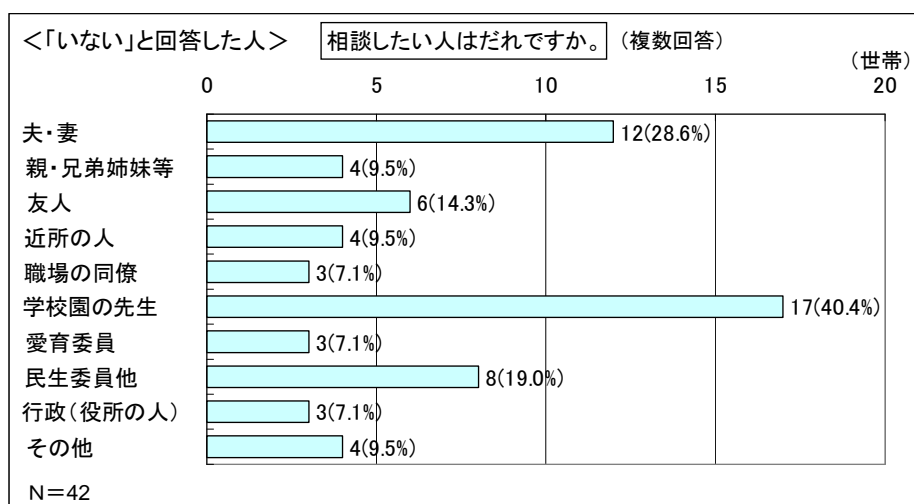
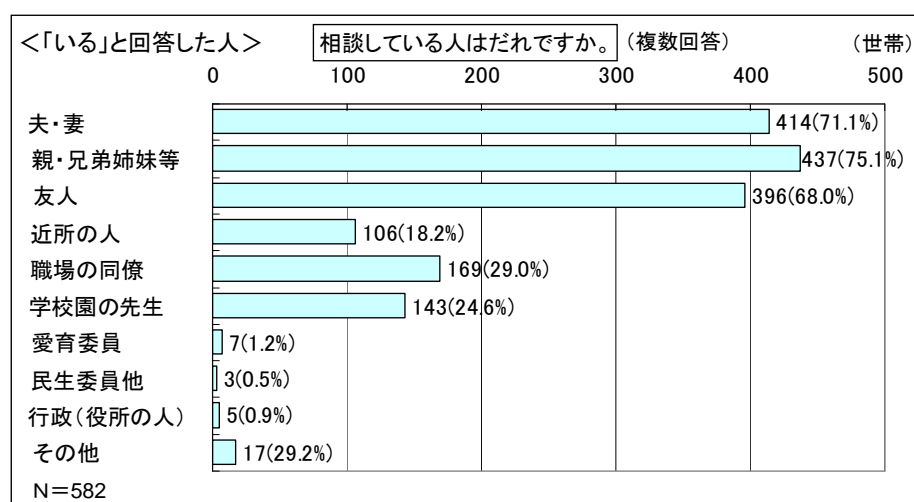
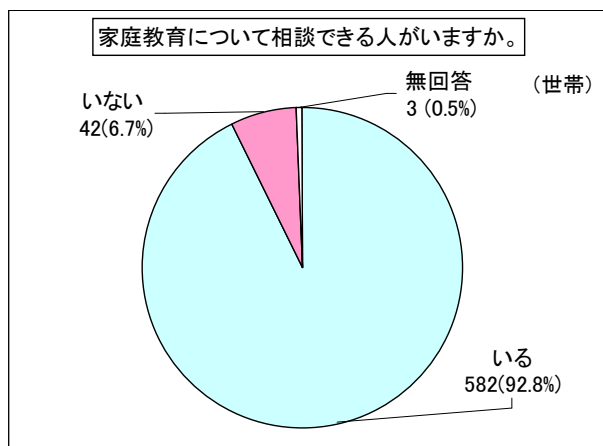
家族のふれ合いのための休暇取得が「できている、ややできている」と回答した家庭は約6割と、半数は超えています。しかし、「できていない、あまりできていない」と回答した家庭も2割あります。

## <家庭教育の全体的な評価>



家庭教育が全体的に「できている、ややできている」と回答した家庭は7割程度ありますが、「できている」と回答した家庭だけを見ると、2割弱となっており、他の項目と比較して、自信を持ってできていると回答した家庭が非常に少なくなっています。

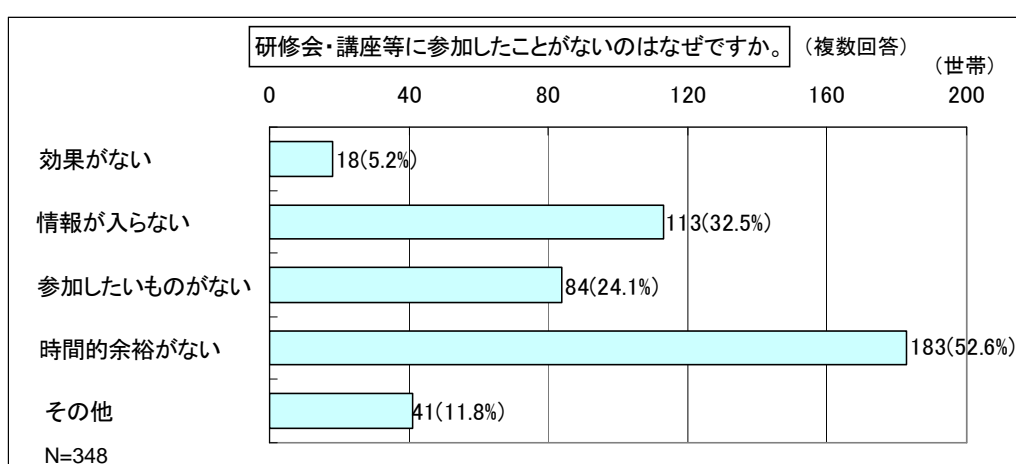
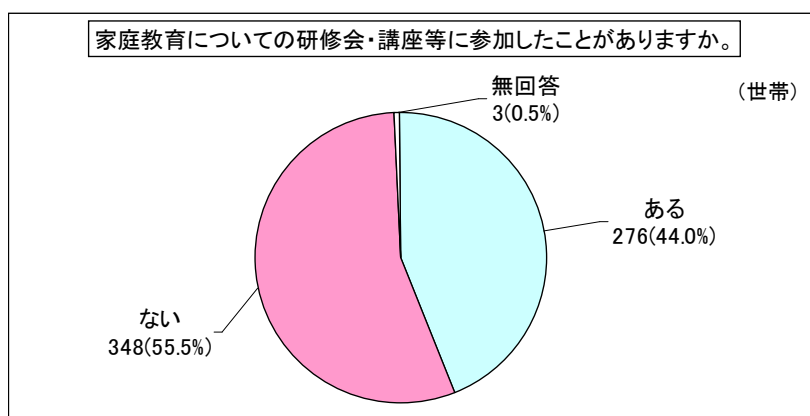
## <相談状況>



家庭教育について相談できる人がいると回答した家庭は約9割あり、相談相手としては、「夫・妻」，「親・兄弟姉妹等」など親族が最も多くなっています。「近所の人」，「学校園の先生」，「職場の同僚」は、2～3割ありますが、「民生委員」，「愛育委員」はごく少数となっています。

一方、家庭教育について相談できる人がいない家庭で、相談したい相手としては、「学校園の先生」が約4割と最も多く、次いで「夫・妻」，「民生委員他」となっています。

## <研修会，講演会等への参加状況>

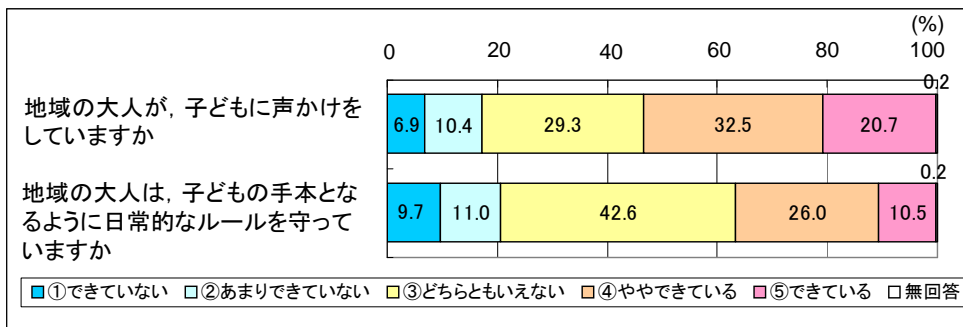


家庭教育についての研修会・講座等へ参加したことがあると回答した家庭は約4割となっており，半数以上の家庭がないと回答しています。

参加したことがない理由としては「時間的余裕がない」が過半数を占めています。

## ウ 家庭を取り巻く地域，職場，学校園，行政等からの支援の現状

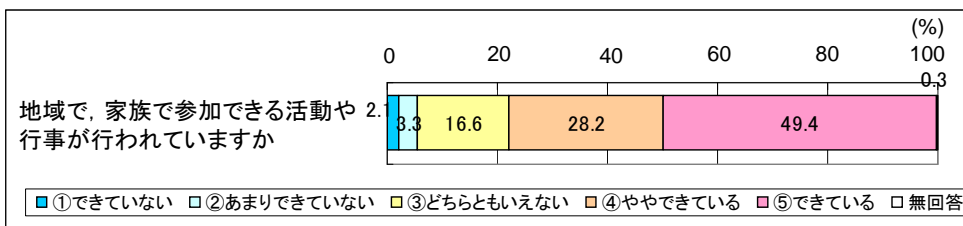
### <地域の大人の子どもへの関わりについて>



地域と子どもがつながるきっかけとなる「子どもへの声かけ」について、「できている，ややできている」と回答した家庭は約半数となっています。

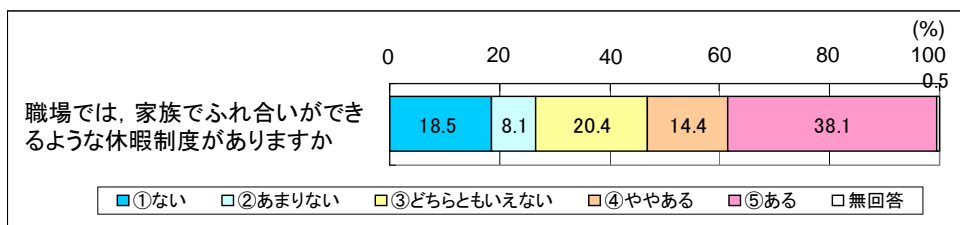
一方で，社会全体で子どもの育成を図っていく上で最も基本となる「大人が日常的なルールを守る」について、「できている，ややできている」と回答した家庭は4割にも満たず，「できている」と回答した家庭だけで見ると1割程度と，非常に低くなっています。

### <地域活動，行事の実施について>



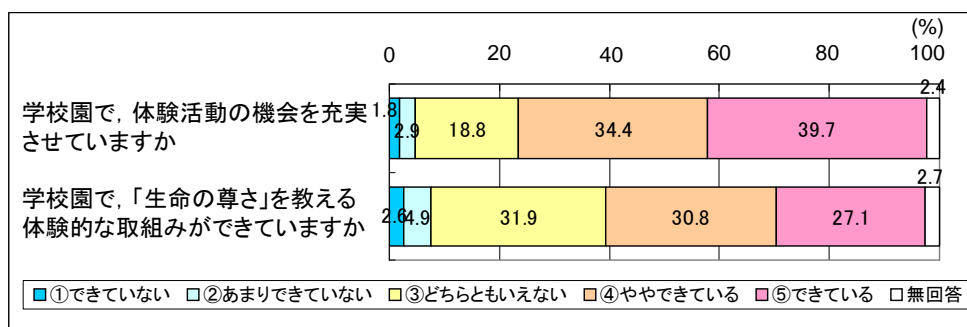
地域でのつながりを深める機会となる「地域活動，行事の実施」が「できている，ややできている」と回答した家庭は，8割程度あります。

### <休暇制度の有無について>



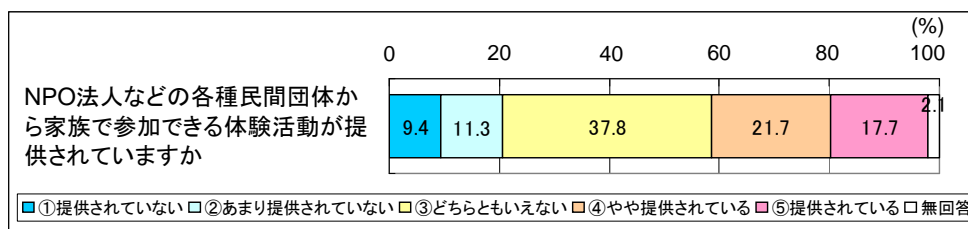
家族でのふれあいのための休暇制度が「ある，ややある」と回答した家庭は約5割ありますが，「ない」と回答した家庭も，2割近くあります。

## <学校園での体験活動等の実施について>



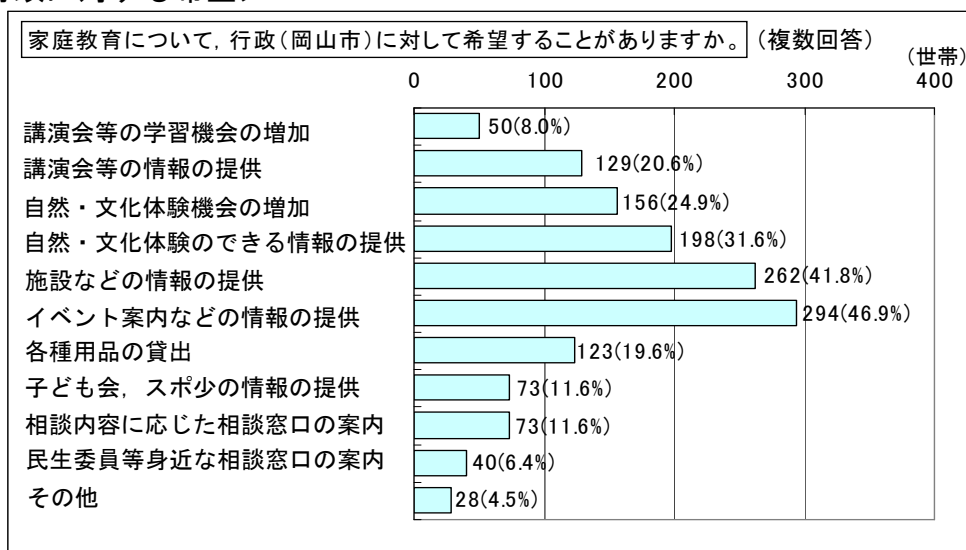
子どものたくましく豊かな心を育てるために必要な「体験活動の実施」や、思いやりの心や自尊感情の育成に欠かせない「生命の尊さを教える取組の実施」が、学校園で「できている、ややできている」と回答した家庭は6～7割程度となっています。

## <学校園での体験活動等の実施について>



子どものたくましく豊かな心を育てるために必要な「体験活動の提供」が、NPO法人などの民間団体から「提供されている、やや提供されている」と回答した家庭は4割にも満たず、「提供されていない、あまり提供されていない」と回答した家庭は約2割を占めています。

## <行政に対する希望>

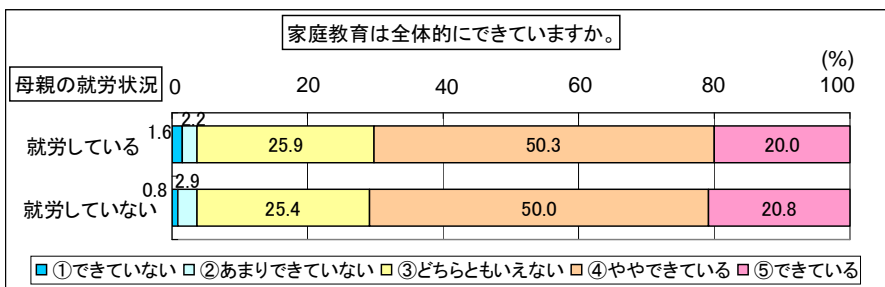
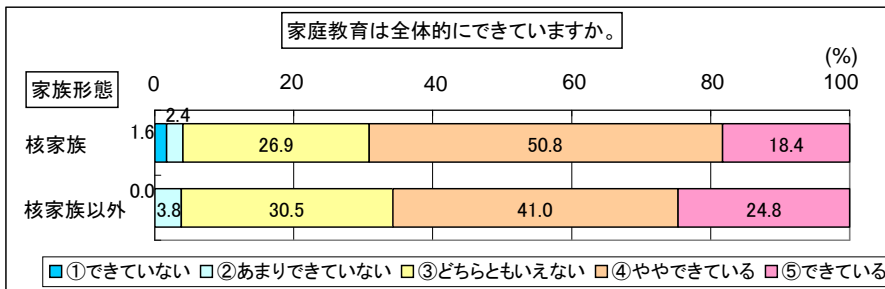


家庭教育について、行政に希望することとして最も多いのは、情報の提供に関することで、「イベント案内の情報」や「施設などの情報」は半数近くを占めています。

また、学習や体験機会の増加については、「自然・文化体験の機会」の希望が最も多く、相談窓口の案内については、「相談内容に応じた窓口の案内」の希望が多くなっています。

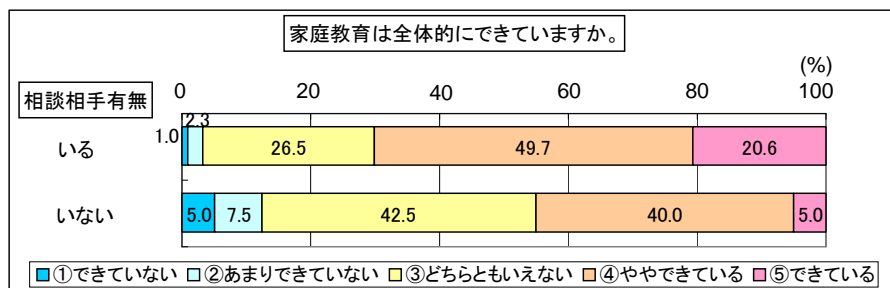
## エ 詳細分析（クロス分析）

### <家庭教育の全体的な評価の、家庭の状況による差異>



家庭教育の全体的な評価については、核家族と核家族以外、母親の就労状況による差はほとんど見られません。

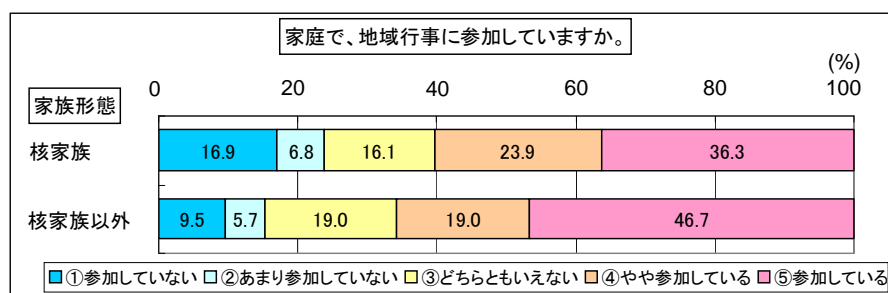
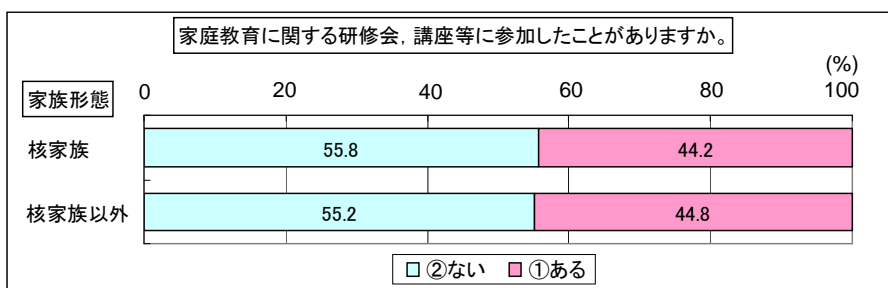
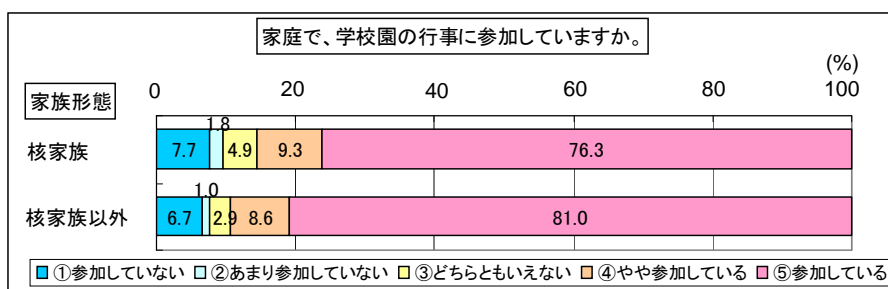
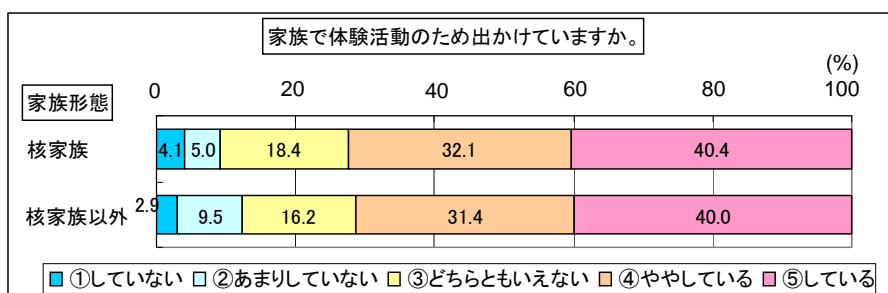
### <家庭教育の全体的な評価の、相談相手の有無による差異>



家庭教育の全体的な評価について、相談できる人が「いない」と回答した家庭では、約4割の家庭が「できている、ややできている」と回答しているのに対し、「いる」と回答した家庭では約7割と、2割以上多くなっています。



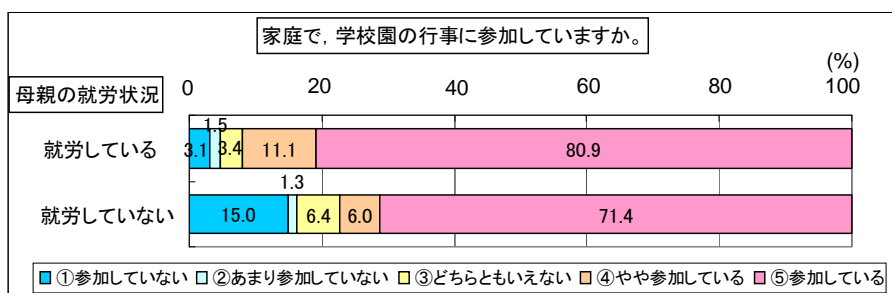
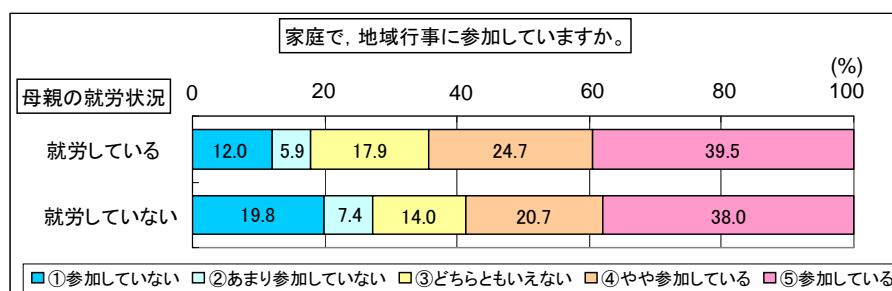
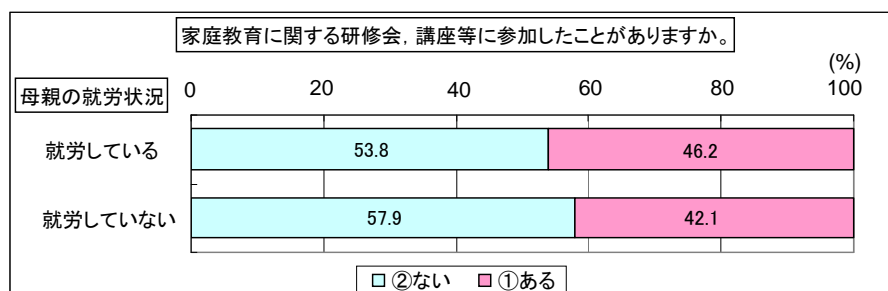
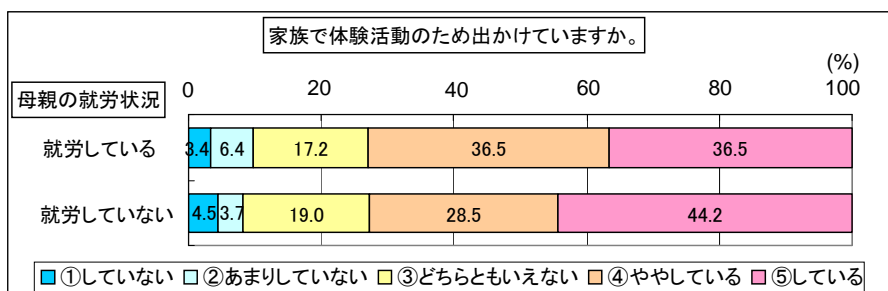
## <各種行事等への参加状況の、家族形態による差異>



「体験活動」，「学校園行事」，「研修会・講座等」への参加については、核家族と核家族以外でほとんど差は見られません。

「地域行事」への参加については、核家族の家庭よりも核家族以外の家庭の方が、「参加している，やや参加している」と回答した割合が若干多くなっています。

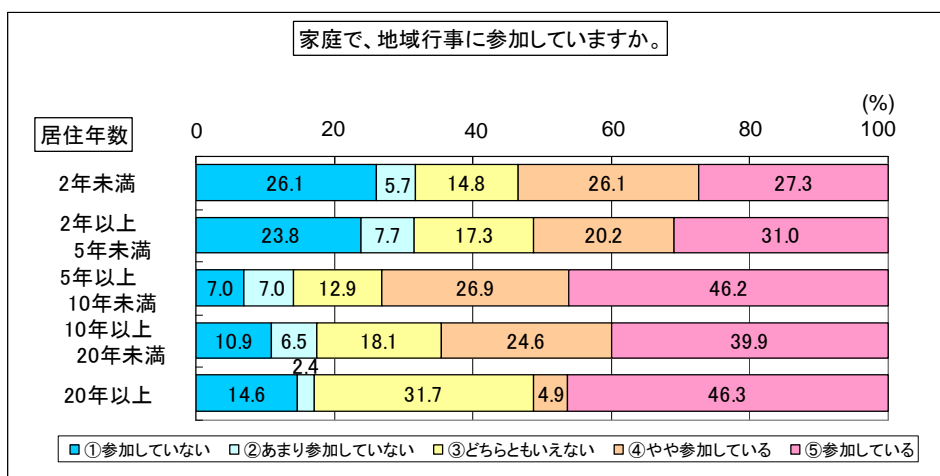
<各種行事等への参加状況の，母親の就労状況による差異>



「体験活動」，「研修会・講座等」への参加については，母親の就労状況による差はほとんど見られません。

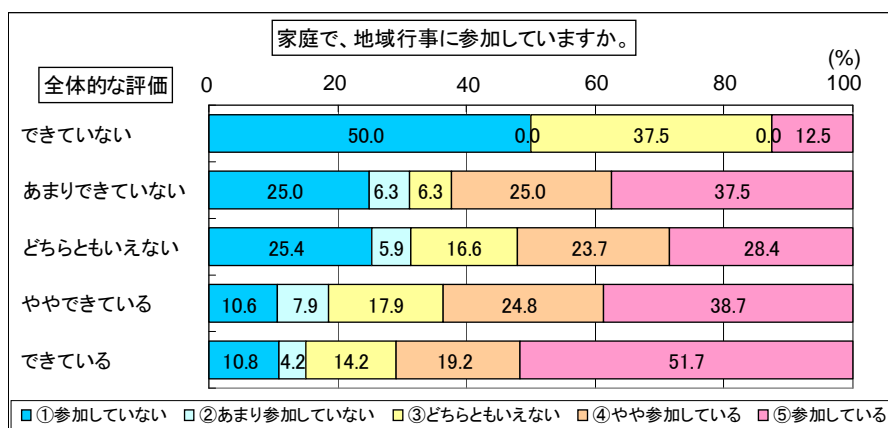
「地域行事」や「学校園行事」への参加については，母親が就労していない家庭よりも，母親が就労している家庭の方が，「参加している，やや参加している」と回答した割合が若干多くなっています。

### <地域行事への参加状況の、居住年数による差異>



「地域行事」への参加については、居住年数が5年未満の家庭よりも、居住年数が5年以上20年未満の家庭の方が、「参加している、やや参加している」と回答した割合が1割程度多くなっています。

### <地域行事への参加状況の、家庭教育の全体的な評価区分による差異>



地域行事へ「参加している、やや参加している」と回答した割合は、家庭教育が全体的に「できていない」と回答した家庭では1割程度であるのに対し、「できている」と回答した家庭では約7割と、6割近く多くなっています。

## ② 保護者と、家庭教育を支援している方からの意見より

### ア 保護者の意見

家庭教育の現状を直接把握するため、子育て中の保護者（10名）から意見聴取しました。

#### （ア） 家庭教育の現状

- ・ 家庭教育や地域活動などに対して、積極的な層と無関心な層との二極化が進んできている。
- ・ 町の子ども会、婦人会等が解散するなど、地域コミュニティが崩壊してきている。
- ・ 実際家庭教育に困っている人が、どこに相談したらいいか分からないでいる。
- ・ 核家族化が進み、親世代との関わりが少なくなり、関わり方が分からない。など

#### （イ） 家庭教育を取り巻く状況と「支援」の現状

- ・ 無関心な層の中には、共働きなどさまざまな理由により、参加したくても参加できない人がおり、むしろそういった人たちの支援が必要である。
- ・ 地域、家庭でのコミュニケーション不足が、家庭教育に大きく影響している。
- ・ 学校に関心を持っていない保護者が関心を持つようにする方法としても、大人同士のコミュニケーションが大切である。
- ・ 親の働いている姿を見せることで、尊敬につながる。
- ・ 未就園児の保護者の中には、行き詰まっている保護者もいるので、地域子育て支援センターなどを利用して、子育てを楽しむ気持ちになってもらいたい。 など

## イ 家庭教育を支援している方の意見

アンケート調査の回収率が44.8%であり、アンケートに未回答の家庭の中には、生活がひっ迫し、アンケートに回答する余裕のない家庭が存在していることが想定されるため、社会教育関係団体、福祉関係者、企業関係者など、家庭教育を支援している方（7名）から、さらに家庭教育の現状について意見聴取を行いました。

### （ア） 家庭教育の現状

- ・ 家庭教育を行うことが困難な状況にある方の中には、相談相手を探していたり、助けを求めているという現状があり、地域をはじめとする周囲からの支援がまだ十分でない。
- ・ 困難な状況にある家庭の中には、相談できる人を求めている家庭もあるが、支援を望まない家庭もあり、それが課題である。
- ・ 幼児期の家庭教育がとても大切であると感じているが、今の状況を考えたとき、果たして十分行われているかが不安である。家族の中での親子のコミュニケーションをきちんと持つことが大切だと考えている。
- ・ 大人が、子どもに良かれと思ってやっていることが、子どものやりたいという気持ちを阻止し、自己肯定感を育むことを阻害していることもある。
- ・ 非行などの問題を抱える子どもたちは、普段の生活の中で自分たちの持つ本来の力を出す場がないように感じる。
- ・ 学校園の行事について、参加しているという結果が出ているが、関わっている学校園での様子を考えると、本当にそうかなという印象がある。
- ・ 家庭教育には、家族だけでは解決しない問題もあり、さまざまな人との関わりが必要である。

## (イ) 家庭教育を取り巻く状況と「支援」の現状

- ・ 家庭教育に関する相談窓口が少ない，遠いなど相談体制が十分でない中，もう少し小さなエリアで専門の相談窓口があればと思う。そこにつなぐのが，主任児童委員や愛育委員，民生委員の仕事だと思っている。
- ・ 大人の接し方次第で子どもは変わる。基本的なルールを守るなど，大人の教育に焦点をあて活動をしたい。
- ・ 民生委員・児童委員などは，非行防止での子どもたちのケアを通して，親とのつながりも深めている。
- ・ 学校や地域がなかなか家庭の中までは入っていけないため，主任児童委員などとの連携は大切にしたい。
- ・ 家庭の抱える問題は，それぞれ異なっており，地域性もある中で，さまざまな関係団体が連携していくことが大切である。
- ・ 挑戦する前から，「できない」「しない」と諦める子が増えている。これは，「自己肯定感」に起因していると思われ，家庭環境が関係しているように思う。地域や学校が家庭と連携することで大きな力になると思う。
- ・ 社会を作っているのも，子どもに教えているのも大人であり，子どもが悪いのは一貫して大人が悪い。社会を構成している多くの人が企業勤めをしている。まずは，企業が変わっていかねばいけない。
- ・ 地域をはじめ，周りの人が支援しようとしたときに，もっと体制が整っていれば，他にも支援の仕方が広がると感じている。
- ・ NPOとしてさまざまな家庭を見ている中で，公的な職務を担っている方たちと手をつなぎ活動できれば，もっと支援が広がると感じている。それにより，公的な職務を持った方たちでは手の届きにくい細部にまで支援が広がる仕組みができればいいと思う。
- ・ スローガンとして「めざすは連携，世代を超えて育てる子どもの自立」ということを掲げて活動している。学校，地域との連携という意味もあるが，行政も含め広く連携できればという思いもある。

### (3) 現状のまとめと、家庭の教育力向上に向けての課題

#### ① 現状のまとめ

アンケート結果，保護者及び家庭教育を支援する方の意見聴取等から，家庭教育について次のことが明らかになってきました。

#### 家庭教育の現状

- 共働きの家庭が増加し続け，家族がともに過ごす時間が十分取れず，これまで家庭の中で自然に行われていた家庭教育が難しくなっている。
- 家庭教育に積極的に興味を持って行っている家庭と無関心な家庭の二極化が進んでいる。無関心といわれている家庭の中には，共働きなどにより，講座，学校行事，地域活動などへ参加したくてもできない家庭と，家庭教育そのものに関心が低い家庭がある。どちらの家庭へもそれぞれの支援が必要である。
- 家庭・地域でのコミュニケーション不足が，家庭教育に大きく影響している。家庭教育を進めていく上での基盤であることから，重点的にコミュニケーションに関する力が育まれる必要がある。
- 大人が子どものやりたい気持ちを阻止し，自己肯定感の形成を阻害していることもある。大人の接し方次第で子どもは変わる。挑戦する前からあきらめる子どもが多い。

#### 家庭教育を取り巻く状況と「支援」の現状

- 核家族化が進むとともに，地域とのつながりが希薄化し，保護者が祖父母，隣近所などから子育てについて学ぶ機会が少なくなり，保護者だけで子育てを行わなければならない状況がさらに進展している。
- 子育て家庭が孤立化し，子育てについての不安や悩みなどが生じた場合，個々の家庭の中で解決できず，抱え込んでしまっている場合がある。相談する相手が身近にいない家庭を地域社会などがどう支援するかが重要である。
- 困難な状況にある家庭では相談できる人を求めている家庭もあるが，支援を望まない家庭もあり，そういった家庭といかにして接点を持つかが重要である。特に，家庭教育そのものに関心の低い家庭に対しては，民生委員・児童委員，主任児童委員，愛育委員など，地域で家庭を支える活動を専門的に行っている立場の方による支援が必要である。
- 学校と民生委員・児童委員，主任児童委員，愛育委員などとの連携が十分でない。

## ② 家庭の教育力向上に向けての課題

前述の現状から、家庭の教育力向上のためには、家庭教育の主体である保護者自身が家庭教育について理解を深め進んで取り組んでいくことと、地域、学校園など、社会が家庭教育を支える役割を十分に果たしていくことが必要であると考えました。

### 課題1 家庭の主体的な実践

家庭教育そのものに関心が低い家庭や、本当は積極的に進めていきたいが仕事などのために十分にはできていない家庭など、さまざまな要因により家庭教育が十分にできていない現状があります。しかし、家庭教育は保護者自身が家庭において育みたいものを常に意識し、進んで行うべきものです。

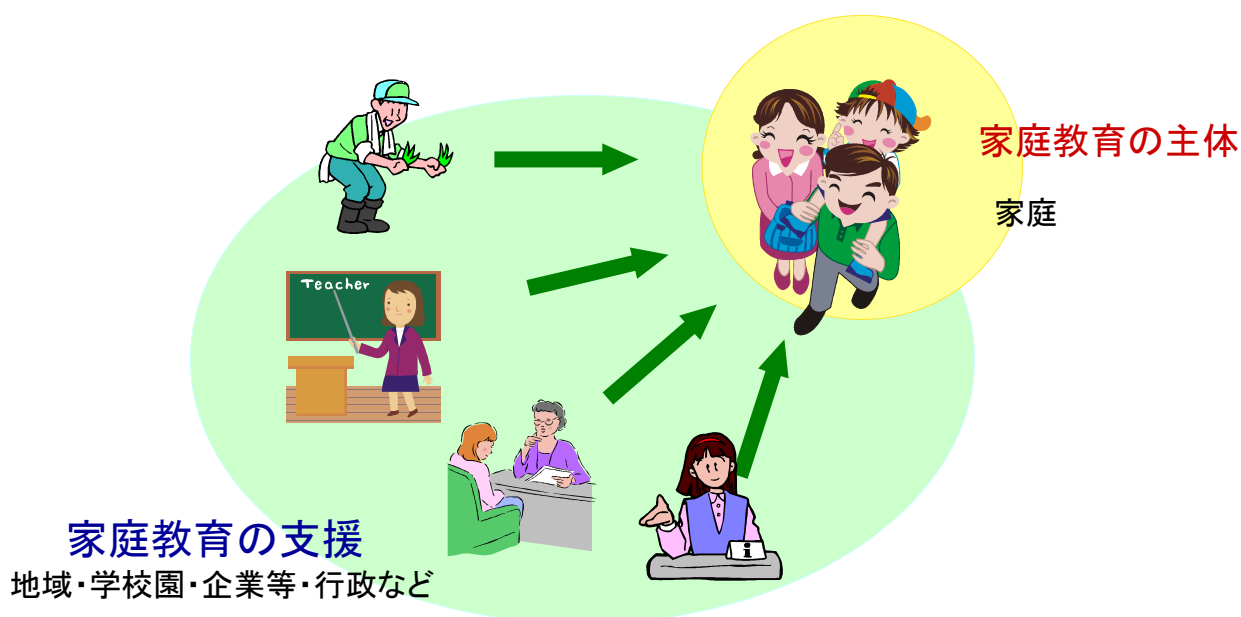
家庭教育の主体である保護者自身が家庭教育の必要性、重要性を十分自覚し、自分の家庭の状況にあった方法で、絶えず率先して行うことが求められます。

### 課題2 社会全体からの「支援」の推進

家庭教育は保護者が責任を持って行うべきものであるとはいえ、保護者の経験や知識のみで行うことは難しい状況にあります。

実際、何をどう行ったらいいのかわからないという保護者に、しっかりやりなさい、とだけ助言しても、何も改善されません。孤立したり、進むべき方向性を失いがちな保護者に対して、子育てに見通しが持てるようにしたり、不安が軽減したりするような「支援」を周囲が積極的に行う必要があります。

周囲の支援により、保護者が自信を持つことができるようになったり、孤独感が軽減したりすることで、保護者自身が主体的に家庭教育を行うことができるようになります。そのためには、家庭を取り巻く地域、学校園、企業など、社会全体が連携・協力し、家庭を支援することが求められます。





## 2 家庭の教育力向上に向けての方策



## (1) 家庭の主體的な実践

家庭教育の主体として保護者自身が行うべきことは、数多くあります。あれもこれも行わなければならないということになれば、保護者自身も悩んでしまいます。中途半端に終わってしまっっては、かえって効果的ではありません。

アンケート調査や意見聴取等から、家庭や地域でのコミュニケーション不足が家庭教育に大きく影響していることが指摘されています。また、子どもの自己肯定感が育っていないことも課題としてあげられています。

子どもがこれからの社会を生き抜いていくために、コミュニケーション力はなくてはならないものであり、自立した社会人として生きていくには、自己肯定感が特に重要なものとなってきます。

そこで、

**家庭で育みたいもの**

として、

人とのつながりの基礎となる

**コミュニケーション力**

と、

子どもの自立心を育成する基本となる

**自己肯定感**

の2点を

特に大切にしたいものとして取り上げました。

さらに、「コミュニケーション力」と「自己肯定感」を育むために

**家庭において 心がけること**

として、

コミュニケーションの基礎である

**あいさつをする**

人の役に立つ喜びを実感する

**子どもが役割を持つ**

家族や地域の人とのふれあいの場となる

**家族で地域行事や体験活動に参加する**

の3点を取り上げました。

## ① 家庭で育みたいもの

### 家庭で育みたいもの

・ コミュニケーション力

・ 自己肯定感

#### コミュニケーション力

「ねえ、そのおもちゃ使いたい。貸して！」

「いいよ。でも、済むまでちょっとまってね。」

「お野菜切るの、してみたい！」 「いいよ。手を切らないようにこう持ってね。」

「同じ大きさに切るのってなかなか難しいんだね。」 「だいじょうぶ。ゆっくり切ってね。」

コミュニケーション力は、周りの人との関わりを通して、自分自身を主張するのみではなく、相手の思いを理解する力であり、子どもが社会人、国際人として社会に出てからも、よりよい人間関係を築く上でとても重要なものです。

自分の思いを伝えることでいっしょにうまく活動できた喜びが「コミュニケーション力」を育む原動力になります。そのため「コミュニケーション力」は、家族や地域の方、友だちなどとのふれあいの中でこそ養われるものなのです。

テレビのニュースを見て感じたことを保護者と子どもで伝えあったり、家族でいっしょに地域の行事や活動に参加したりするなどして、家族で、また身近な人と、しっかりとコミュニケーションを取るようにしましょう。

#### 自己肯定感

「わたしは、ここにいていいんだ！」

「自分は、必要とされている人間なんだ！」

「失敗しちゃった！ でも、がんばれば次はきっとできるはず！ もう一回挑戦しよう！」

「しかられちゃった…でもお母さんはぼくのことを心配して言ってくれているんだな。今度は気を付けて、ちゃんとやろう。」

自己肯定感は、「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える感覚です。保護者や周囲の人に、いいところだけでなく、うまくいかなかったことを含めて丸ごと受け入れられているという実感があるとき、自己肯定感は育まれます。反対に、失敗を受け入れず良い結果だけを求めるようにしていると、例えばテストの結果が悪い時、テストをかくしたり、自分はだめな存在だと思いつめたりする子どもになることもあります。

よい生活習慣も、困難にくじけない心も、責任感も、すべて自己肯定感を基盤にして身に付けていきます。自立した社会人として前向きに生きる人間を育てていくために、自己肯定感は特に重要なものです。ですから、子どもの少しの変化を見つけて喜ぶ、困っていたら思いに寄り合い認めると、愛情をかけて育てましょう。

## ② 家庭において 心がけること

### 家庭において 心がけること

ア あいさつをする

イ 子どもが役割を持つ

ウ 家族で地域行事や体験活動に参加する

#### ア あいさつをする

ほとんどの家庭であいさつするよう子どもに教えているが、なかなかあいさつが身につかないという現状があります。

あいさつは、**人と人のつながりの第一歩であり、人と人のコミュニケーションの基礎となる大切なものです。**対人関係の育み方を知らず知らずのうちに身につけていくことができます。まず、家庭の中でのあいさつから始めましょう。そして、家族の大人が手本を示すことで、近所の人や地域の人たちへのあいさつへと広げていくことが大切です。

#### イ 子どもが役割を持つ

忙しいとつい保護者がやっけてしまい、子どもが家庭内での役割を持つことをおろそかにしやすいという現状があります。

年齢に応じた役割を持つことは、**子どもが自分の力を発揮するよい機会となり、家族の役に立つ喜びを実感し、自己肯定感を高める上で大切な機会となります。**また家庭内だけでなく、**地域活動や地域行事などで役割を持ち活動することも重要です。**

役割を果たす中で交わされる感謝のこぼや助言などを通して、コミュニケーション力も高まり、責任感も芽生える機会となります。

#### ウ 家族で地域行事や体験活動に参加する

家族で参加できる地域活動や地域行事が行われていることは知っているが、あまり参加していないという現状があります。

家族で地域行事や体験活動へ参加することにより、**家族のふれあい、保護者同士や近所・地域の人などとの交流ができ、子どもにとって、家族以外の人とふれあう大切な機会となります。**また、家族がいっしょに参加することで、コミュニケーションもしっかりとることができ、**自立心や自己肯定感を高めることができます。**

## ア あいさつをする



### ・あいさつで互いにつながる家族

おはよう、いただきます、ありがとう、おやすみなさい……。一日の生活の中で何度も現れてくるあいさつの機会。そこには、うれしい気持ち、感謝の気持ち、愛着、信頼など、人間として大切な感性があり、その形としてのことばがあります。

あいさつは、あたたかい心を育てる大切な家庭教育です。

そして、そのあたたかいことばは、思いやりや愛情などとして、生涯その子の中に生きる感性になっていくのです。

たとえ忙しくても、ほんの短い時間でいいから、立ち止まってほほえみながらあいさつをしましょう。それだけで、子どもはまっすぐに育とうとしていくものなのです。

### 取組の視点



#### ・身振りに気を配りましょう。

あいさつを形式的なことばと動作として教えるだけでなく、表情に変化をつけたり、動作を加えたり、抱きしめたりなど、感情を込めてあいさつをしましょう。感情はそういった表情などから読み取られ、子どもにとって心地よいものとして理解されます。

#### ・しゃがんで目を見て話しましょう。

見下ろして話すのではなく、子どもの目線で、目を見ながらゆっくりと話しましょう。相手を大切にすることが、そういう向き合い方から伝わります。

#### ・少年期・青年期になっても、年齢に合った一言を添えてあいさつや関わりをしましょう。

大人から名前を呼び、声をかけ、「今日は体調が悪いの?」「仕事頑張ってるんだな。」と一言添えるなど、ずっと関心を持って見ているよ、という姿勢を大切に。

#### ・あいさつは子どもだけでなく、保護者を含め家族みんなで行うようにしましょう。

大人がお手本を示し、日常的に繰り返すことで定着します。そしてあいさつをすることがその家族の文化となり、ごく自然に行えるようにしたいものです。

## イ 子どもが 役割を持つ



### ・役割を通して、見守り認めることができる家族

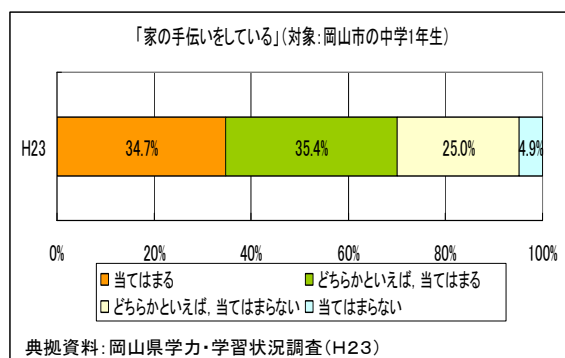
家事は、家族のある特定の人だけが行うものではなく、家族みんなで行うものです。しかし、手伝いをやらせようとする、子どもは関心を持ちません。「いっしょにやろう?!」「そっちお願い!」などと親子がふれあう楽しい時間になると、子どももやりたがり、忙しい保護者にとっても家事と家庭教育が両立することでしょう。

そのうちに、役割をきちんと果たした場合には気持ちよく暮らすことができ、心地良い感情になることに気づきます。その気づきは責任感を芽生えさせます。そして、地域や学校、体験活動などでの役割の経験を積み重ねていくうちに、社会的な自立につながっていきます。

### 取組の視点

- ・初めは親子でいっしょに遊ぶ気持ちで。  
親のしている家事を模倣しようとしたり、おうちごっこ等を始めたら、家事に関心のあるサインです。家事に誘ってみましょう。
- ・役割を与えたら、できるだけ見守りましょう。  
必要に応じて助言し、成功体験になるようにしましょう。必要以上の助言は自主性の育ちを妨げるので注意が必要です。
- ・役割をきちんと果たしたこととその努力について目で見て、ほめましょう。  
共働きなどで役割を果たしている様子を見ることができなくても、子どもから話を聞き、役割を果たした場を見ておきましょう。それだけでも、子どもは認められた、と感じることができるものです。
- ・上手くできたか、という結果ではなく、その子の存在とがんばりを認めましょう。  
上手さや速さはいつかついてきます。本当に必要なのは、「あなたがいてくれてよかった」「ありがとう」等の、その子の存在を認める大人のその一言なのです。

(参考) 子どもの家庭での役割分担



## ウ 家族で地域行事や体験活動に参加する



- ・地域とのつながりを感じる家族
- ・価値ある体験を楽しむ家族

地域の祭りや運動会…。地域での行事や活動に参加することで、地域のことがよく分かり、地域への親しみがわいていきます。中には清掃活動のように、楽しくないこともあります。こうして暮らしやすいまちが保たれているのだという気づきは、地域や社会へ関わっていこうとする意識、意欲を向上させます。**すべての行事に参加できなくても、たとえ短時間であっても、家族で参加すると、家族の絆を深めることができるでしょう。**

自然に触れる、文化に触れる、人に触れる…。さまざまな体験活動は子どもに多くの驚きと発見を届けてくれます。体験活動は感動体験であり、大きな成長の機会となります。**家族での積極的な参加を期待しています。**

### 取組の視点



- ・地域行事に、家族で参加しましょう。

特に、保護者が積極的に準備・参加しようとすることで、子どもは地域の大切さや、地域の方とのつながりの大切さを実感を持って学ぶことができます。

- ・参加しやすいものから始めましょう。

里山のハイキング、地域の祭りなど家族で行いやすい体験活動や地域行事から始めて、企業やNPOなどの行っている体験活動や地域の清掃など**家族の実態に応じて段階的に参加する場や活動を広げていくとよいでしょう。**

- ・体験活動も家族みんなで行いましょう。

家族が一緒にその大切さや気持ちよさを感じると、その思い出は家族共通のものになり、いつまでも思い出せる「家族の絆」となるでしょう。

- ・身近な暮らしの中で、五感を通した自然体験活動を親子で行ってみましょう。

遠くへ出かける時間が取りにくくても、夕焼けを見る、川の流れの音を聴き水の温度を手で感じる、家で虫や魚を飼うなど、親子で一緒に感じるこそが大切です。

## (2) 社会全体からの支援

家庭の教育力の向上のためには、周囲が支援することが大切です。しかし、核家族化が進み、共働き世帯も増加するなど家庭環境が大きく変わり、地域とのつながりも希薄化している状況の中で、これまでと同じような支援では家庭の教育力の向上を望むことが難しくなっています。

困難な状況の保護者をはじめ全ての保護者を、地域、学校園、社会教育施設、社会教育関係団体・NPO等、企業、行政など社会全体で支え、保護者が安心して家庭教育を行うことができる環境づくりがぜひとも必要となります。

また、家庭教育に積極的な家庭と無関心な家庭の二極化が進んでいる状況や、子育ての不安や悩みなどについて相談する相手がいないといった状況も見られます。

このため、周囲からの **支援の柱** として、

保護者自身が家庭教育について意識を高めるための支援となる

**家庭教育への意識を高める教育機能の充実** と、

保護者などの相談を速やかに受けるようにするための支援となる

**家庭教育を支える相談体制の充実**

の2点に焦点を絞り、具体化を図っていきました。







## ② 支援の柱 の具体化に向けて

### ▶ 地域

ア・家庭教育への意識を高める教育機能の充実

#### 互いに触れ合う場を 設ける



- ・人が集まる場
- ・ふれあいの生まれる仕掛け

人が集まると、お互いに関心を持ち、あいさつが生まれ、次第に会話に花が咲いていきます。その中で、あたたかい人と人とのつながりが育まれていきます。

また場を設けるだけではなく、サークル活動の実施、訪問して人の集う場所に誘うなどの仕掛けをすることで、保護者にとって安らぎを感じる時を生み出すことができます。

町内会、婦人会、老人クラブ、子ども会など、**地域で行っている活動に積極的に誘いましょう。**そして楽しく誘いやすい活動から始めて、徐々に誘う活動を増やしていくことを粘り強く続けていきましょう。

特に、**家庭教育に関心の低い方を積極的に誘ったり、地域の輪に入りやすいよう紹介したり、一緒に寄り添ったりするなど、ていねいに接するようにしましょう。**

#### 取組の視点

- ・日頃から意識して声をかけましょう。

どこに、どんな人が住んでいるのか、何歳の子どもがいるのか。お互いに顔も名前も知らない関係では、人も集まりにくく、気軽に相談もできるようにはなりません。

- ・地域の活動や行事、サークル、懇親の会などを設け、誘いましょう。

人間関係が培われていない人に参加を呼びかけるのは難しいと感じている方は多いことでしょう。楽しい行事、若い方に関心を持ってもらいやすいイベントなど、誘いやすいものから徐々に誘ったり、その様子を広報したりしましょう。もしかしたら、「お祭りに行きたいんだけど・・・」と待っていているかもしれません。

- ・民生委員や愛育委員などの活動に、子どもと保護者が参加する機会を設けましょう。

地域に根ざした活動を通して、普段知り合う機会のない人と人が知り合うきっかけにもなります。

- ・行事等の企画や運営にも子どもたちが参加できる場や機会を持つようにしましょう。

子どもは「自分は必要とされている」と思うようになり、自主性が発揮されるようになるとともに積極的な参加が期待できます。

## 身近な 相談相手になる



### ・保護者や子どもの 身近な相談相手

これまで、子育てに悩んだ時や、どのような家庭教育を行えばよいのか分からない時には、地域に住む、子育ての先輩に聞くことができていました。

しかし、今の子育て中の保護者の多くは、家族や友だちに相談するものの、近所に住む方に相談することが少なくなっています。

**地域の方が保護者の相談相手になることは、地域での生活を含めた保護者の安定につながります。**その際、**直接相談にのるだけでなく、民生委員・児童委員、主任児童委員などの存在を知らせたり、地域にある相談機関につないだりしていくことも大切です。**

保護者の地域での相談相手に、地域の一人一人が参画することを期待しています。

また、地域の子どもの相談相手になることも期待しています。

### 取組の視点

#### ・やわらかい笑顔とともに、あたたかい言葉を交わしましょう。

日頃から声かけの中で、「どんな調子?」「がんばりすぎてない?」など、一人一人が地域で思いやりを持って接することを心がけましょう。

#### ・地域で支援している立場の方を紹介しましょう。

地域の祭りや清掃、運動会などの行事に、民生委員・児童委員、主任児童委員、愛育委員、PTAの方、おやこクラブの代表の方などに来てもらい、その存在と活動内容を広く知ってもらうきっかけにすることも大切です。

#### ・地域の相談機関を紹介しましょう。

保育園や児童館に置かれている**地域子育て支援センター**、福祉事務所に置かれている**地域子ども相談センター**、ふれあいセンターなどに置かれている**保健センター**など、地域にある相談機関を悩みのある保護者に紹介することは、地域でできる大切なことです。

また、地区毎に**青少年育成協議会が開催する地域教育懇談会**では、学校の教員、町内会役員、民生委員等が地域での青少年育成について懇談します。地域の方だけでなく保護者にも広く参加を勧めていきましょう。

## ▶ 学校園

ア・家庭教育への意識を高める教育機能の充実

### 家庭教育について 学ぶ機会の提供



#### ・学び、よりよく家庭教育を行う きっかけとして

学校園は、家庭教育について学ぶ機会をたくさん提供しています。

例えば、PTAと連携して、子どもの発達上の課題や育て方のポイントについての講演会を行ったり、家庭での復習や自主的な調べ学習の仕方など家庭学習の方法についての研修会を行ったりしています。

しかし、参加の状況は必ずしも良いものではありません。託児や自家用車による来校など、**小さい子どものいる保護者や忙しい保護者でも参加しやすくなる工夫や、保護者と地域の方が誘い合わせて講演会などに参加する工夫など**、学校園での学びの機会へ参加する方が増えるようにしたいものです。

#### 取組の視点

##### ・参観日等に参加しやすくなる工夫を進めましょう。

学校支援ボランティアによる託児、自家用車による来園来校の許可、時限を定めない参観日、親子活動や参観の後の親子読書、吹奏楽部によるコンサートや学区の作品展の実施、PTA主催の学級茶話会の同日開催、諸行事の案内ちらしの公民館などへの設置、メールでの案内の配信など、さまざまな工夫があります。PTA会報での家庭教育の情報発信に協力し、関心を持っていただくことも大切です。

##### ・学校園の教育の方針や方法をまとまった形で示しましょう。

例えば、家庭学習の方法や年齢にあった学習時間、自主勉強のまとめ方、家庭での過ごし方など、中学校区などで一貫した方向性を持ちましょう。そして、家庭向けのたよりやハンドブック、シラバスなどのまとまった形で家庭に知らせていきましょう。

##### ・保護者や地域の方が誘い合う気運を高めましょう。

「ちょっと、あなたも参観日の講演に行ってみようやあ。」等、学校園での学ぶ機会に、**保護者をはじめ、地域で知人を誘い合うよう促しましょう**。そのために、PTA活動や地域活動、学校支援ボランティアなど、**平素からPTAや地域と学校園が関わり合いを増やす工夫をし、学校園に関心のある方を増やす、立ち寄りやすい雰囲気を作るなど**しましょう。

## 保護者向け 相談機能の充実



### ・保護者に寄り添う身近な 子育て相談所として

保護者にとって最も身近な相談の場と言えば、学校園です。

保護者によっては相談できる唯一の場である場合もあり、非常に大きな存在です。

学校園で子どもが輝くには、家庭でどのようなことに取り組みればいいのか、そのための効果的な指導の仕方は、家庭での子どもの気になる言動や問題行動への対応は……。これらは保護者の大きな関心事です。

今後も**学校園として組織的で、個々の家庭の悩みに応じた相談体制を工夫**していきましょう。また、**相談機関などとの連携**も大切です。

### 取組の視点

#### ・学校での相談体制を活用しやすくしましょう。

担任や学年団、養護教諭、特別支援教育コーディネーターなどはもちろん、**スクールカウンセラー**も保護者の相談を受け付けています。スクールカウンセラーの来校時間を学校日よりなどで前もって知らせておくと保護者が相談しやすくなるでしょう。

#### ・相談機関等との連携を大切にしましょう。

民生委員・児童委員などの方々を保護者に紹介する機会を設け、必要な時に相談しやすい関係をつくるなど、連携を強化するようにしましょう。

こども総合相談所、地域こども相談センター、教育相談室などさまざまな相談機関との連携を進めましょう。また、発達障害については発達障害者支援センターなど、不登校については適応指導教室やフリースクールなど、DVについては女性相談所などとの密接な連携が大切です。相談ルームやボランティアルームなど学校園内に保護者とこのような方々が集まって話ができる場所があるとなおよいでしょう。

#### ・基本的なことがらについての発信を進めましょう。

多くの保護者が家庭教育において悩みがちなこと、知りたいと感じていることを、学校園から早めに発信していくと、未然に相談の必要性を減らすことができる場合があります。生活習慣、家庭学習の方法など、手元に置いておける資料の形で家庭に渡す、入園や入学時の説明会など機会を見て話しておくことなどが大切です。

## 社会教育施設

ア・家庭教育への意識を高める教育機能の充実

### 体験活動の機会や 情報の提供

#### ・学校とは違う経験ができる 学びの場

社会教育施設は、家庭教育に関する講座など、家庭教育について学べる場です。また、学校ではできない体験、級友とは違う人間関係、家とは違う安らぎなど、多様な体験と学びを子どもたちに提供しています。**保護者や子どもが参加してみたいと思う工夫**を今後も進めていくことを期待しています。

また、子育てに関する情報を保護者は常に求めており、社会教育施設は、家庭教育に関するさまざまな情報を発信する拠点として大きな役割を果たしています。必要な情報が必要とされる方に分かりやすく届くよう一層の工夫を期待しています。



#### 取組の視点

##### ・講座やイベントなどのテーマやキーワードを、はっきりと伝えましょう。

家庭教育についてそこで何ができるのか、何を学ぶことができるのか、どんな楽しみが待っているのかなど、市民にわかりやすく伝えることが大切です。シンプルでいて、期待感が伝わってくるネーミングがよいでしょう。

##### ・若い世代へのアピールの方法を探りましょう。

「ああ、こんな感じは私のスタイルに合うわ」など、直感的に足を運ぶかどうかを判断する若い方は多くいます。チラシ、施設のサイトのデザインなど見直しましょう。開催日、場所、概要などをQRコード化し、チラシなどにつけると、スマートフォンなどで知ってもらいやすくなります。

##### ・気軽に参加したり学んだりできる工夫を。

託児付き講座、講座内容のブログ等での発信など、働いている保護者、時間のない保護者が参加しやすくなる工夫や自宅でも学ぶことのできる工夫などをしていきましょう。

##### ・楽しかったこと、よかったことのアピールを積極的に。

募集だけでなく、結果の発信を多く行くと、「行ってみよう」と思う人が増えます。町内会の行事での掲示、HPでの魅力紹介、参加者に写真や次回のチラシなどを配付し、知り合いを誘ってもらう材料にするなど、工夫してみましょう。

イ・家庭教育を支える相談体制の充実

## 保護者参加の 機会づくり



### ・保護者の悩みに寄り添う 居場所としてのサロン

公民館、図書館は、子育てサロンや読み聞かせ体験など、子育て中の保護者が集まる機会を数多く提供しています。人の集まるサロンとしての機能は、多くの保護者に安らぎを与えるとともに、情報交換や相互の助言を通して子育てを支える相談体制そのものです。そして、主体的に家庭教育について学びはじめるきっかけともなります。

今後もサロンとしての役割を果たしつつ、**居心地の良さの向上や参加者同士の相談の促進**など、一層の充実を期待しています。

#### 取組の視点

##### ・居心地をより良くしましょう。

集まる場所の雰囲気、明るさ、掲示物などの環境は、初めて訪れる人にとって、特に気になることです。入って行きやすいよう声をかける、意識的にやさしく言葉をかけるなどの細かい配慮も大切です。

##### ・参加者の自発性を引き出し、互いに相談しはじめるよう工夫しましょう。

子どもは一人一人違うため、マニュアルどおりにはいかないものですが、うまくいかない自信をなくしてしまう人もいます。サロンに集まる保護者同士が声を掛け合うよう促し、自ら解決方法を見つけることができるようにすることが大切です。

##### ・地域の状況やニーズを活かしましょう。

人の移動の多い地域では参加者が変わることも多く、人間関係が深まりにくいいため、サロンでの参加者同士の相談ができにくい傾向があります。講座形式の会の中での相談機会を意識的につくるなど、地域によって違う子育て支援の状況やニーズを把握した相談体制の工夫が大切です。

##### ・参加者の気持ちを受け入れましょう。

考え方を批判したり、順序や優劣をつけたりすることはやめましょう。その人が気持ちを素直に話すことにこそ意味があるので、とにかく聞くことを大切にします。ファシリテーターがいる場合は、参加者がその大切さに気付くよう促しましょう。

※ ファシリテーター（英語: facilitator）話し合いを促進する人。話題の整理、リラックスした雰囲気作り等を行う。  
※ コラムP47, 48参照

## 社会教育関係団体・NPO等

ア・家庭教育への意識を高める教育機能の充実

### 豊かな体験活動の 機会づくり



#### ・自然や仲間などと向き合う 躍動的な体験

家での便利さを離れ、自然の中に抱かれた時、子どもは本来持つたくましさを発揮します。生活の全てを自分の手で行おうとする時、自主性や自律性は大きく育まれます。仲間と活動する喜びや悩み、心を開いて話し合うことの大切さや社会の基本ルールの必要性、自然の美しさや恐さ、不思議さや大切さなどに気付きます。

子ども会、FOS少年団、ボーイスカウト・ガールスカウトやNPOなどは、子どもに貴重な体験活動の機会を提供しています。しかもその活動は、成長し、大人になった時に発揮される資質や能力の育成を目標とし、計画的・段階的に実施することによって、大変価値ある活動となっています。

**参加者や指導者の確保**はとても大切です。今後**広報や研修など**を通じて、参加者や指導者の確保などを工夫し一層の活躍を期待しています。

#### 取組の視点

##### ・団体の存在や、活動内容、活動の大切さを広くアピールしていきましょう。

特に、活動の中で育まれている資質や能力について、広く粘り強く保護者に情報発信することで、子どもの何が成長するのか理解してもらいやすくなり、参加しようという意欲を高めるとともに、参加者増にもつながることでしょう。

##### ・家庭での生活や地域での活動に結びつけていきましょう。

子どもが家に戻った後、自主性を発揮できるような場を用意したり、地域の子ども会や学校などでリーダーシップを期待される場面を用意したりするなど、体験と日常を具体的につないでいくフォローアップがなされると一層効果的です。

##### ・保護者への協力を呼びかけましょう。

体験活動は参加している子どもだけではなく、協力しているスタッフの学びにもなります。ぜひ参加している子どもの保護者にも指導者や協力者として参加してもらい、親子のコミュニケーションを深めるとともに体験活動の大切さを学ぶことができるようにしていきましょう。指導者が不足しがちな現状もあり、魅力的な説明会や指導者研修会、新しい指導者を育てる組織づくり等も期待されます。



## 保護者，子どもの 居場所づくり



### ・きめ細やかな支援を

保護者の相談場所や子どもの居場所は，普段生活している圏内にあることが最も望ましいといえます。社会教育関係団体やNPOは，子どもの生活圏に相談場所や居場所を作る取組を行っており，保護者の安定，子どもの成長に大きな役割を果たしています。それは学校園や行政等では十分には届かない，きめ細やかな支援となっています。

また，子ども会，PTA，婦人会，NPOなどのさまざまな協働や，保護者相互の相談の場を設けることなど，人のつながりを大切にしていくことを今後も期待しています。

### 取組の視点

#### ・保護者のニーズに対応する相談体制を重視しましょう。

学校には相談しにくいことも，第三者には話せる，という保護者もいます。不登校，ひきこもりなど，保護者が相談したいけれどしかねていることなどへの相談の受け入れや訪問を今後も期待しています。また，相談先の少ない高校生以上の若者への相談対応には特に大きな役割を担っていると考えています。

#### ・保護者や子ども同士が交流できるようにしていきましょう。

保護者がNPO等に相談する際，可能ならば子どもも同行し活動に参加することも大切です。勉強を教えてもらう。同様の悩みを持つ仲間と話したり遊んだりする。そういった居場所や交流は保護者と子どもの心を安らげ，助け合う仲間をつくります。

#### ・団体への協力の周知を行政と連携して進めましょう。

NPOなどの活動についてよく知られていないという現状があります。行政から学校等への周知や協力の働きかけなど，団体の目的や活動が広く知られていくための支援が行政により行われることも期待しています。

※ NPO 非営利団体(Non profit Organizationの略) 様々な社会貢献活動を行い，団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。狭義では，非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。なお，特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人と呼ぶ。

※ コラムP48, 50, 参考P57参照

## 企業

ア・家庭教育への意識を高める教育機能の充実

### 家庭教育への よき影響力の発揮



- ・企業だからこそできる教育の場を提供する
- ・社会への向き合い方の手本を示す

人が働く場だからこそ、教えられることがあります。働くことや働くために必要な資質・能力について家庭だけで語っても、現実的なこととして、また自分自身のこととして子どもに学ばせることは難しいものです。子どもが働くことを体験する場を設ける、働くことについて話す、出前講座を行うなどを期待しています。

また、企業がその利益の追求のために活動するのは当然のことですが、CSRの向上など、社会と企業の新しい向き合い方が求められているように、子どもから見て、社会への向き合い方の手本になることを期待しています。コンプライアンスや説明責任はもちろんですが、環境への配慮、地域への貢献など、**持続可能な社会の構築のために自発的に行動する姿を見せること**自体が、教育的な在り方であると言えます。

#### 取組の視点

- ・働くことについての学ぶ場を提供していきましょう。

家庭や子ども会などからの工場見学や職場体験を受け入れる、働くことについて講話する、親が働く職場を子どもが参観するなど、親子で働くことについて学んだり、働くことについて話したりすることのできる場所が求められています。

- ・企業が自身の強みを活かした取り組みを工夫していきましょう。

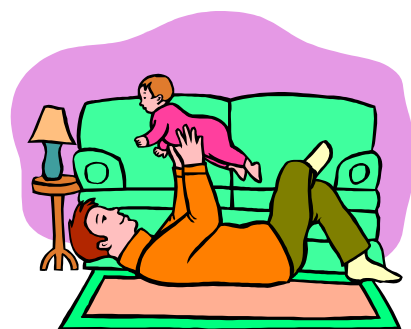
化学メーカーが化学実験の出前講座を地域で行う、新聞社や印刷会社がPTA向けに新聞作り講座を行うなど、企業の持つ資源や人材だからこそできることが企業にはあります。企業の強みを活かした教育機会を家庭や地域向けに提供していきましょう。

- ・企業が子どもに社会との向き合い方の手本を示しましょう。

植樹や環境美化など社会の役に立つことや、法やモラルを守ることなど、人々から尊敬される行動を企業が示すことは、企業が子どもに社会との向き合い方の手本を示していると言えます。大人一人一人が子どもの手本となる行動をするように、企業も手本を示し続けていきましょう。

- ※ CSR 企業の社会的責任(英語: corporate social responsibility)  
企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、消費者、投資家、及び社会全体からの要求に対して適切な意思決定をすること。
- ※ コンプライアンス 法令遵守(英語: compliance)
- ※ 参考P58参照

## 制度の導入と 相談機能の充実



### ・次世代を育む支援

我が国の急速な少子化は深刻な状況にあることから、「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。この法律により、企業は、従業員の仕事と子育てに関する一般事業主行動計画を策定することとなっています。実際に、現在の厳しい経済状況下での経営の中、制約や課題が多いにも関わらず取組が次第に進みつつあります。

**勤務の時間を短くする、休暇を取りやすくするなどの制度が導入され、子育て中の保護者が家庭教育や相談をする時間を確保するための大きな助け**となっています。

今後も、より一層の次世代育成支援が進むことで、社員の意欲や満足度も向上するとともに、保護者自身のワーク・ライフ・バランスの向上につながることを期待します。

また、**職場内での子育て相談や従業員同士の情報交換の場づくりなど、職場での相談機能の向上**も今後期待しています。

### 取組の視点

#### ・仕事と子育てを両立しやすい制度などを整備しましょう。

短時間勤務制度や所定外労働の免除、事業所内託児所など、子育てがしやすい制度の整備などが進んでいます。企業の規模や業態などによって、どのような制度等がその企業に勤める保護者にとって効果的なのかが違うことから、子育て中の保護者の気持ちをよく捉え、それぞれの企業での一層の工夫が進んでいくことを期待しています。

#### ・職場での相談機能を充実していきましょう。

職場内での子育て相談や、従業員同士子育てについて語り合う場、子育ての先輩に悩みを相談できる機会など、子育てを応援する場づくりをしていきましょう。

お互いの悩みを出し合ったり、「完璧な親でなくても、ちゃんと子どもに向き合っていれば、きっと子どもは応えてくれる」など、子育ての体験で気付いたことを語ったりできるように、気軽に話のできる雰囲気づくりを行うことがとても大切です。

※ ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和（英語: work-life balance）

国民一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※ 参考P59参照

ア・家庭教育への意識を高める教育機能の充実

### 教育機能実施への支援



- ・体験活動等に取り組みやすい環境づくり
- ・家庭教育に関する情報の発信

体験活動は重要なものですが、実際に家庭や地域、NPO、企業などが実施しようとすると、簡単ではないことに気づきます。例えば、スタッフ、体験プログラム、必要な用品、実践する際の具体的なノウハウなどです。**人や団体をつなぎ、キーマンになる人への情報提供を行い、プログラムや用品の支援など**を行う必要があります。

一方、子育てに関する情報が不足している、もっと容易に手に入るようになれば、という意見が多いことが、これまでに行ったアンケート調査などから分かりました。

公的な相談窓口、NPO等の体験活動など民間団体等に関する**情報を集約し提供するシステムの構築や、地域団体や企業等に家庭教育に関する支援を行うこと**などが求められます。

#### 取組の視点

- ・**地域での主体的な体験活動の実施に向けて支援しましょう。**

体験活動プログラムを開発し民間団体等による活用を進める、体験活動に必要な用品等の貸出しを行う団体を紹介する、体験活動を提供する民間団体づくりの支援や活動等への協力・支援を行うなどにより、地域での主体的な体験活動ができるための支援を進めていきましょう。

- ・**情報の発信を進めましょう。**

活動団体、イベントや講座の紹介と場所や時間の案内、相談にのってくださる地域の方や講師など、保護者にとって知りたいけれど知るための方法がわからない場合があります。社会教育関係団体等が地域で行っている家庭教育に関する活動についての情報や家庭教育に関する情報を集め調べやすくしたサイトの構築等が求められます。

- ・**地域や企業等へ講師の派遣などを進めていきましょう。**

地域やPTAが行う家庭教育について考える機会や、企業が取り組む家庭教育に関する研修などに講師を派遣したり、家庭教育についての話し合いを活性化するファシリテーターを派遣したりすることのできる体制を整えていきましょう。

イ・家庭教育を支える相談体制の充実

## 連携して相談しやすく する体制づくり



### ・相談機関やNPO, 企業等を 今, 改めてつなぐ

行政には多くの相談機関があります。それぞれ地域の相談窓口や専門的な相談機関などとして機能しています。

しかし、互いにどのような活動を行っているのか、十分に分かっていないことも少なくありません。また、同じ保護者に対してそれぞれが相談に応じ、対応していたのでは、家庭への支援がバラバラに行われ、力として十分に発揮されない場合もありました。

行政の相談機能を持った機関が互いに連携しやすくなる取組が今後必要であると考えます。

さらに、地域で活動するNPOや子育て支援サークル、企業、ボランティアなどの取組を相互に、また相談機関や学校園などをつなぎ、地域の相談体制の向上を図ることも、行政として行うべきことであると考えています。

### 取組の視点

#### ・行政内の組織の連携を取りましょう。

各行政組織が関係している団体について、互いによく理解し合うことで連携が実施しやすくなります。行政内の組織が互いの組織の取組を知るための仕組みづくりや、必要に応じて協働しやすくする仕組みづくりなどを工夫しましょう。

#### ・各団体の活動の周知や、各団体相互が協働する機会の実施を図りましょう。

NPOや子育てサークルなど各団体の目的や活動について知る仕組みが必要です。子育てのイベントなど協働する場を設けるなど互いの姿が見えるようにすると大変理解が進みます。互いの団体の目的や活動の特徴などが分かると、協力したり、参考にし合ったりすることができるようになります。

#### ・NPOや企業等と行政が連携しやすくなる工夫を進めましょう。

これまで行政とNPOや企業等と十分な連携ができていたとは言い難い状況が見受けられます。公平性を担保しつつ、NPOや企業等と連携しやすくする仕組みづくりが必要と考えます。公民館等の社会教育主事が各団体の連携を図るコーディネーターの役割を果たすことも大切です。

# 家庭の教育力向上に向けての方策

## 家庭の教育力向上

### 家庭で育みたいもの

- ・ コミュニケーション力
- ・ 自己肯定感

### 家庭教育の主体

### 家庭において 心がけること

- ア あいさつをする
- イ 子どもが役割を持つ
- ウ 家族で地域行事や体験活動に参加する



### 家庭教育の支援

### 家庭の教育力向上に向けての支援

### 支援の柱

- ア 家庭教育への意識を高める教育機能の充実
- イ 家庭教育を支える相談体制の充実

#### ▶ 地域

- ・ 互いに触れ合う場を設ける
- ・ 身近な相談相手になる



#### ▶ 学校園

- ・ 家庭教育について学ぶ機会の提供
- ・ 保護者向け相談機能の充実



#### ▶ 社会教育施設

- ・ 体験活動の機会や情報の提供
- ・ 保護者参加の機会づくり



#### ▶ 社会教育関係団体・NPO等

- ・ 豊かな体験活動の機会づくり
- ・ 保護者、子どもの居場所づくり



#### ▶ 企業

- ・ 家庭教育へのよき影響力の発揮
- ・ 制度の導入と相談機能の充実



#### ▶ 行政

- ・ 教育機能実施への支援
- ・ 連携して相談しやすくする体制づくり



社会全体が一体となって家庭教育への支援を行う

コラム





## コラム 1

### ことばと 身振りと ところと

あいさつなど、子どもにことばをかける時には、どのような場面で、だれと、どんな気持ちを交わすのか。ぜひ、そこに気を配ってみましょう。

「ああ、その電車のおもちゃをもっと使って遊んでいたかったのに、ごはんの時間になるから、がまんしてレールを分解して、ちゃんと片付けたんだな。」

そう考えると、同じ「ありがとう」「よくできたね」ということばも、ただのことばではなく、ちょっとさみしいね、よく辛抱したね、といった愛おしいところをこめた、やさしいことばに自然となることでしょう。しかも、そっけなくよそを向いて言うのではなく、目を見て、ほほえんで、もしかしたら自然に抱きしめて言うかもしれませんね。

ところのこもったあいさつができる子どもを育てるには、ところに気を配っている大人の姿を見せましょう。そして、気持ちをどのように表現したらいいのか、そのお手本を、大人が表情や声の調子、身振りをこめて示して見せましょう。

「あいさつをすると気持ちいい。」こう言う子どもを育てるには、ことばと、身振りと、ところを結びつけた、日々の大人の姿が必要なのです。

## コラム 2

### ずっと関わり続けて

何歳まで、あいさつを教え続ければいいのでしょうか。

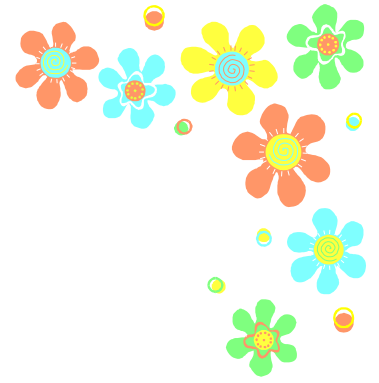
おそらく、ずっと、ずっとです。

模倣的に行う幼児期に始まり、あいさつに込められた感謝や愛情などを思う少年期、青年期を経て、職場や地域活動など公の場での振る舞い方が求められる時期まで、発達の課題に応じて段階的に学んでいくことが必要なのです。

例えば少年期、青年期においても、無視しない、名前を添えて呼びかける、などの基本を押さえつつ、あなたにずっと関心を持って見ているよ、といった、その時期に合った言葉を添えるなど、発達に合ったあいさつを工夫したいものです。

一度言えばもうできる、というものではないのが教育です。その時期、その時期にあった言い方で、何度も、何度も、教え諭すことを忘れてはいけません。だからこそ、あたたかい家族の暮らしの中で気持ちのよいものとしてあいさつを交わし、日々大切に育んで欲しいと願います。





### コラム 3

## わたしメッセージ

「こんなことして危ない！ あなたはなんてダメな子なの！」  
つい子どもにこのような声のかけ方をすることはないでしょうか。  
このように言われると、子どもは自分の存在を否定されたと受け取り、自己肯定感を低下させてしまうということが知られています。

同じ叱るのでも、「お母さんは、心配したよ。」「お父さんは、悲しいよ。」という言葉を添えましょう。

そうすると子どもは、自分の存在を大切にしてもらえていることに気づき、自己肯定感を高め、自ずとやってはいけなかった行動をしないようにするものです。

これは決して、甘やかすことではありません。恐怖や威圧によって子どもの行動を制御しようとしても、自分で望ましい行動をしようとする子どもは育ちません。自ら進んで望ましい行動をしようとする子どもを育てるために必要なことなのです。

保護者が主語の「わたしメッセージ」は、「愛しているよ」と伝えていることなのです。

### コラム 4

## ねえねえ、見てて！

「お母さ～ん、見ててね！」

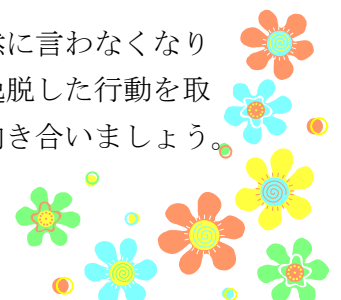
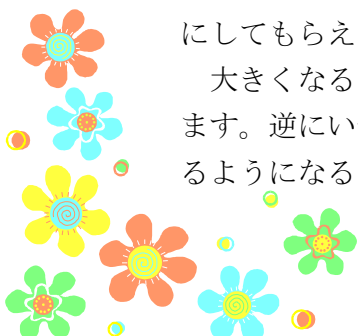
滑り台を滑る前、お手伝いをしている時、自転車をこぎ出す瞬間・・・

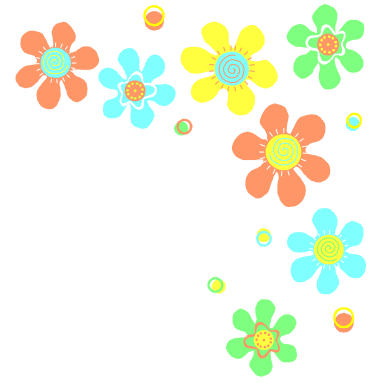
子どもはよく、こういうことばを使います。これは、こんなこともできるんだよというアピールです。つまり、自分のことを認めて欲しいという気持ちの表れであり、自己肯定感を向上させるチャンスと見ることもできます。

しかし大人は、つい忙しかったり、面倒だったり、同じようなことがしばしばあるので飽きてきたりとちゃんと子どもを見ていなかったり、話そうとしていることを聞いていなかったりすることが少なくないのではないのでしょうか。

お手伝いをさせるだけさせておいて、その様子や結果をその目で見あげない。話していることを聞き流し、適当に相づちだけうつつ。これでは子どもは、自分の存在を大切にしてもらえているようには受け取りません。

大きくなるうちに自己肯定感を充足させると、「見てて！」など自然に言わなくなります。逆にいつまでも満たされないと、関心を引こうと無意識に法を逸脱した行動を取るようになることさえあります。ぜひ小さい頃からきちんと子どもに向き合いましょう。





## コラム 5 ななめの関係

子どもの相談相手は、保護者や学校の教師だけでしょうか。

子どもは保護者や教師に話すことができないことでも、それ以外の人には相談し、必要な情報を得たり、考えを交換したりして、悩みを解消することがあるということがよく知られています。日常的に常に存在する保護者や、指導者でもあり評価者でもある教師とは、利害関係にあるのでなかなか相談しないが、近所の方や地域スポーツの先輩など、いわゆる「ななめの関係」といわれる人には、比較的素直に相談すると言われます。

このことから、地域での子どもの相談相手としてのあり方も、今、求められています。保護者だけではなく、地域での子どもの相談相手として地域の一人一人が参画することも、地域での相談体制の一つとして今後期待しています。

例えば、

### ・子ども会のリーダー

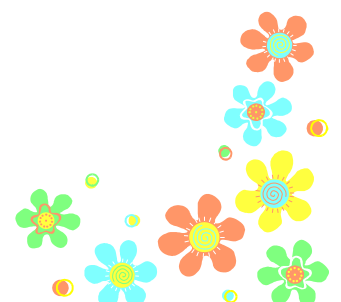
子ども会では、中学生のジュニアリーダーが、活動を考えたり遊びの輪をまとめたりなどのリーダーシップをとっています。と同時に、一人一人の思いや考えなど話を聞いてくれる人でもあります。また、中学生リーダーがみんなをまとめることについての困りごとや個人的な悩みごとがある時には、高校生のジュニアリーダーが話を聞いたり励ましたりする姿も見られます。

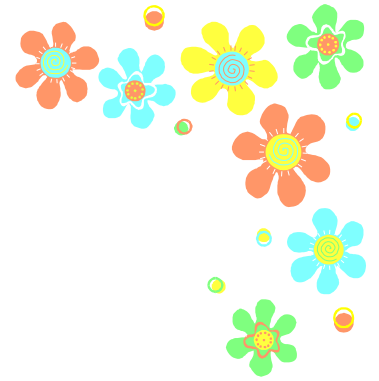
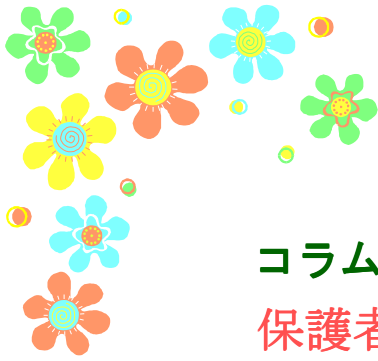
### ・若者への声かけ

日頃から地域の子どもの若者に声をかける取り組みは多く行われています。

例えば、あいさつ運動や、見回りなどの活動もこれに当たります。町の祭りやイベント、学区の運動会などに誘い、共通の話題を作ることもその一つです。青少年育成協議会、PTA、町内会など、さまざまな組織や個人の方が取り組んでいます。

笑顔を見せる、一緒に楽しいことをする、ほめる、必要に応じて注意する、など、「私はあなたに関心がある」「私はあなたのことを気にしている」というサインを伝えるとよいでしょう。それは、コラム3の「わたしメッセージ」と同じように、人と人の気持ちのつながりこそが、人を支える基になるからなのです。





## コラム 6

### 保護者の居場所の大切さ

子どもと二人でいると、いくら子どもをかわいいと思っていても、次第に気持ちが煮詰まってしまう。こういった悩みを持つ保護者はたくさんいます。

子育てを始める前は、子どもと過ごすあたたかい時間を待ち望んでいたのに、実際に子どもが産まれると、子どもにかかりきりになる生活、小さな子どもとだけ接している生活にめいってくる体験は、多くの保護者が経験することです。またその悩みは配偶者や職場の人にはなかなかわかってもらえず、よけいに気持ちがふさいでくるものです。

その意味で、サロンの役割はとても大切なものです。  
ここでは、図書館での様子を紹介してみましよう。

#### ・図書館での絵本読み聞かせ体験

1歳くらいまでの子どもと保護者が図書館に集まり、絵本を読み聞かせたり、絵本を使っていっしょに遊んだりなど、本を通した子どもへの接し方を体験しています。

その中で、子ども同士が仲良くなったり、保護者同士の交流から仲間作りが行われたりしています。

「赤ちゃんを持つ同じような人と話ができて、気持ちがほっとした。楽しかった。」

「転勤して来て知り合いがいない中、このような場があるおかげで、知り合いができて本当に良かった。」

「赤ちゃんを連れて出歩くことのできる場所が少ない。本当にありがたい。」

「小さい子どもがいたら、静かな図書館にはとても行けないと思っていた。」

行き場のなかった保護者が、ほっとすることができたといった声がたくさん届いています。

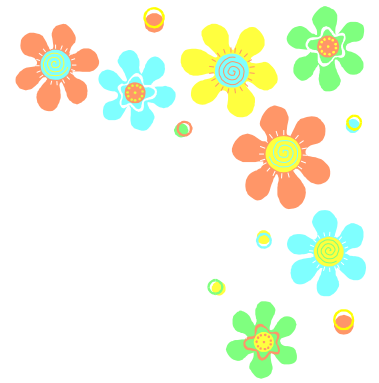
他にも、

#### ・公民館での子育てサロン・座談会

主に就園前の親子を対象にした交流の広場である子育てサロンや、子どもの心や行動が見えにくくなり、親として自信を失いがちな、思春期の子どもをもつ保護者対象の座談会などがあり、安心したり、仲間をつくったりしています。

このように、子育ての中で悩んでいる気持ちや不安に思っている気持ちを軽くすることができているのです。





## コラム 7

### 地域が主体となるために

それぞれの公民館やNPOがいくらがんばって場や機会を提供しても、そこには限界があります。

それぞれの地域が主体になって活動を行わないと、広がりにも限りがありますし、定着もしません。

では、どうすれば地域に根ざした活動が生まれてくるのでしょうか。

ここでは、そのための可能性のある視点を紹介します。

#### ○ それぞれの団体・組織をつなぐ

子育てに関する取り組みをしている団体や個人は、実はそれぞれの地域にたくさん存在しています。公民館やNPOはもちろん、子ども会、サークル、個人で相談にのっていらっしゃる方などです。ただ、お互いその存在を知らないため、それぞれがそれぞれの限界の中で精一杯頑張っているというのが実情です。

もし、その団体が、いっしょにできる部分があるとしたら。

よく似た活動、重ね合わせることができる部分があるとしたら。

人や場、機材などの関係で、今までできなかったことができるようになるかもしれません。やりたかったけれど、準備の規模や手間の関係でできなかったことができるようになるかもしれません。

そして、そのよさが多くの人に広がり、地域でつくる、地域の活動として、定着していく可能性があるのです。

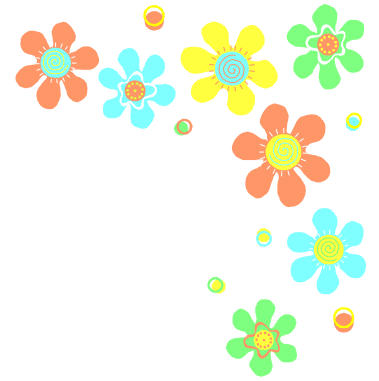
地域で団体や組織がつながった例をあげてみましょう。

#### ・ 学校とNPOが連携して実施しているフリー塾

##### 地域の子育てボランティアと公民館が連携した子育てサロンなど

「学校の授業では見せない子どもの顔が見え、ああ、この活動は子どもにとっていい活動なんだなあ、と実感しました。」（学校関係者）、「公民館というはつきりとした場と時間があることで子育て支援もできやすいですし、支援することが私の発見や楽しみにもなっています。」（子育てボランティア）など、地域で協働した活動が行われるとともに、協力し合ったスタッフ自身の学びにもなっています。





## ○ 地域で活動を生み出していく方に考え方や手法を伝える

公民館や子ども会，NPOなどは，子育てに関わる活動を生み出していく経験が豊富です。そのような団体が，地域で活動を生み出していこうとしている方に，地域で活動を生み出す上での考え方や手法を紹介することによって，地域での活動を生み出すきっかけをつくることも効果的でしょう。

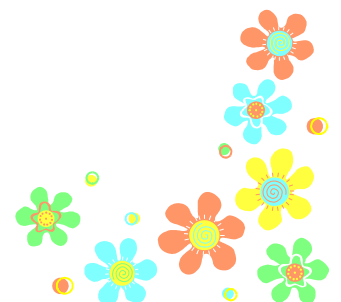
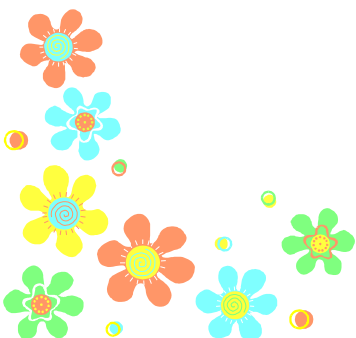
地域に活動を生み出す取組を行っている例をあげてみましょう。

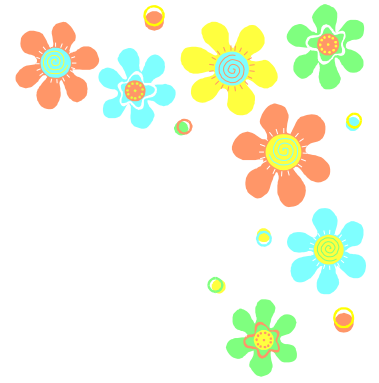
### ・子ども会育成役員研修会

子どもと関わるとはどのようなことか，子どもたち自身が子ども会の活動をつくっていくことはなぜ重要なのか，子ども自身がつくっていくためにはどのようなポイントが大切なのか。

岡山市子ども会育成連絡協議会と市は，それぞれの地域の子ども会の活動が活性化するとともに，子どもの主体性が発揮される活発な活動になるよう，大人が子どもと同じような体験をし楽しさを実感してもらう演習や，その活動の振り返りを通して，地域の子ども会の方々に伝えています。

今後は，これらのような取組を進め，地域が主体となって家庭教育を支援する活動が発展していくことを期待しています。





## コラム 8

### 人が地域で活躍し続けるように

子どもは地域での行事で遊んだり施設でのイベントに参加したりする中で、地域で活動することが好きになり、参加することはいいことだと思えるようになっていきます。

中学生、高校生になると、子ども会のリーダーや地域のボランティアとして参加したり、大学生の学校支援ボランティアとして貢献したりする人もいます。

時は経ち、いつか子どもができ、保護者となる日もきます。すると、今度は自分の子どもが地域の行事で遊んだり、施設のイベントに参加したりするようになっていきます。

また自分自身は、育児に関する講座に参加したり、子育てサロンに立ち寄ったりと、これまでとは違った参加の仕方をするようになります。

さらに時は経ち、子どもが独り立ちしていくと、今度は、子育ての経験者として、子育てボランティアや、子ども会、NPOなどのスタッフとして地域の子育てを支える側になっていきます……。

このように、地域で暮らす人が、子ども時代から子育てを終えた年代に至るまで、地域で活躍し続けることができることが理想的な姿といえます。

そのためには、「楽しかった!」「さみしくなくなった」「充実感があつた」「役に立てた」などといった喜びが大切です。喜びこそが人を集め、地域で活躍したいと思うようになるのです。

乳幼児から歳を召すまで、さまざまな形で参加、貢献できるよう、幅の広い活動の種類や場の工夫、誰でも受け入れそれぞれの人の魅力や経験が活かせる組織や団体のあり方の工夫など、「喜び」につながる工夫がそれぞれの団体や組織で今後進むことを期待しています。

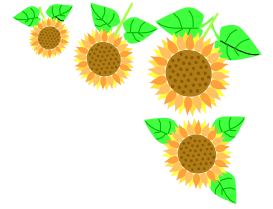
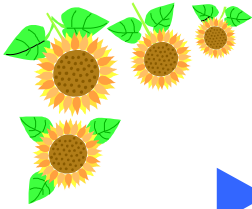
いつまでも地域の活動に関わり、豊かに暮らしていくことができるようにしていくことは、これからの大切な取組ということができるようでしょう。

それこそが、生涯学び続ける人のあり方として求められている姿なのではないでしょうか。



## 参考





▶ 地域

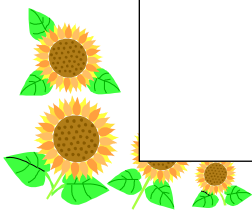
参考 1

地域で人が顔を合わせる さまざまな場

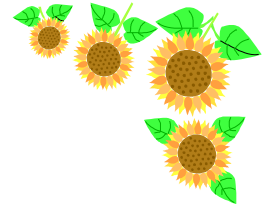
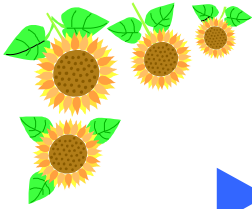
保護者が地域で集まる機会といえば、地域の祭りや運動会などの行事を連想します。しかしその他にも、地域で人が顔を合わせる場があります。

ここでは、人々が顔を合わせる場を紹介します。

<p><b>こんにちは赤ちゃん事業 (ブックスタート事業)</b></p>	<p>愛育委員が子どもの産まれた家庭に赤ちゃんの絵本を持参し、訪問するという事業です。</p> <p>若い保護者の中には、愛育委員の存在を知らない方もいますが、本を持って行くという仕掛けによって、保護者が玄関の戸を開け、愛育委員の顔と名前とその役割を知る大切なきっかけになっています。それ以降、子育てについて相談したり、他の保護者と交流する機会を得たりするきっかけを生み出しています。</p>
<p><b>青少年育成協議会</b></p>	<p>家庭、学校、地域が一体となって、青少年を保護、善導し、心身ともに健全な青少年の育成を行っています。</p> <p>地区毎に地域教育懇談会を開催したり、補導・環境浄化・清掃やスポーツなど青少年の健全育成活動を行って、地域の大人と青少年の交流をすすめたり、青少年に関する相談等を受けたりしています。</p>
<p><b>民生委員・児童委員 主任児童委員</b></p>	<p>民生委員は、民生委員法で設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱を受けて市町村の区域で活動するボランティアです。民生委員は、児童福祉法により児童委員も兼ねています。その中でも、主任児童委員は子どもの福祉に関することを専門に担当しています。</p> <p>民生委員・児童委員（主任児童委員）には、法律により守秘義務があり、地域の状況把握に努めるとともに、福祉に関わる様々な相談に応じて助言を行うなど、幅ひろく活動しています。</p>
<p><b>地域交流活動</b></p>	<p>敬老会で花をつけるのを保育園や幼稚園の園児が行う、高齢者の家に弁当を配る取組の際に小学生の手紙を添える等、婦人会や民生委員などの既存の活動に、子どもが参加するという取り組みもあります。子どもの成長が期待できると共に、その話を聞いた保護者が地域で支援を行う団体を知るきっかけとなります。</p>







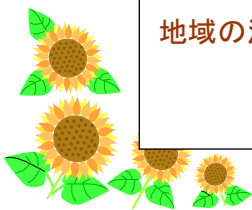
▶ 学校園

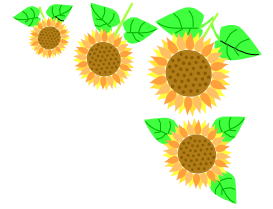
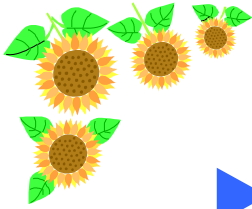
参考 2

学校園と地域のつながりをつくる

さまざまなきっかけを通して地域とのつながりを密にすることで、学校園の協力者が増え学校園の取組が活性化するとともに、地域にも貢献することができます。

<p><b>地域協働学校</b></p>	<p>中学校区を一つの地域と見なし、地域の方にも参画していただきながら、学区で一貫した取組を持続的に育んでいく取組です。その運営方針は学校園毎に置かれた地域協働学校運営協議会で話し合われ、中学校区に置かれた地域協働学校連絡会で調整されます。そしてその運営方針に従って、各学校園が一貫した取組を行っていきます。</p> <p>例えば、ノーメディアデー、はきものをそろえよう運動などを学区全体の各家庭で実施している地域等があります。</p> <p>学校園運営の方針について地域の方とともに決定し進めていくこの取組は、地域の方の気づきが活かされ、地域の願いを学校園運営に反映することができます。また、学校園の現状を地域の方に理解していただいたり、共に活動したりする中で信頼関係を深め、地域の方と話がしやすくなり、互いに協力も行いやすくなります。地域協働学校の推進は、全国的にも岡山市の大きな強みです。</p>
<p><b>学校支援ボランティア</b></p>	<p>昔遊びや読み聞かせなど保育の補助、授業中分からないところのある子どもへの支援や米作りなど授業の補助、登下校時の見守り、花植えや草抜き等の学校環境の整備などさまざまな支援をしています。保護者や町内会、PTA、老人クラブ、交通安全対策協議会、交通安全母の会、そして多くの個人の方とのつながりを強くし、学校園への関わりを活性化しています。</p>
<p><b>地域コーディネーター</b></p>	<p>学校支援ボランティアの方々と学校園との調整などを行っています。学校園を支援するための方向性に基づき、支援活動や行事の企画、ボランティア同士の意見交換会の実施など、保護者や地域の方の学校への参画をコーディネートする大切な存在です。</p>
<p><b>地域の活動との連携</b></p>	<p>安全マップづくり、環境保護活動、地域の祭り、地域文化の伝承活動など地域について学ぶ機会は、子どもだけでなく保護者にとっても学校と地域をつないで考え、学ぶことのできるようになる貴重な体験になります。</p>





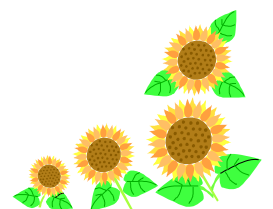
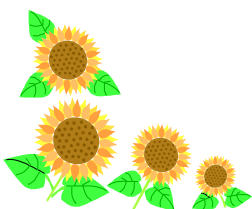
▶ 学校園

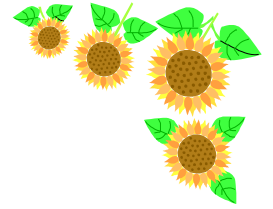
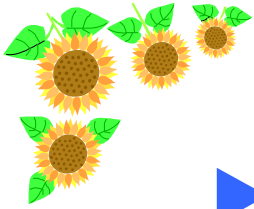
参考 3

身近な相談のかたち

学校園での相談や家庭教育を充実させる取組の例を紹介しておきます。

<p>スクールカウンセラー， 特別支援教育コーディネーター</p>	<p>児童生徒，教職員だけでなく保護者の悩みについてもスクールカウンセラーは相談を受けています。 特別支援教育コーディネーターは，特別支援教育に関する相談を行っています。</p>
<p>のびのび親子広場</p>	<p>岡山市立の幼稚園では，地域にある身近な子育て相談所としての機能を積極的に担っています。幼稚園の園庭や園舎を開放し，してみたい遊びや紙芝居など未就園の子ども保育体験や，愛育委員や子育てサークルによる子育て講座，園長が行う子育て相談，保護者のおしゃべり会などを行っています。</p>
<p>連絡帳，生活ノート</p>	<p>保護者，児童，生徒の連絡や相談に活用しています。連絡帳の書式自体を保護者と協議し，より効果的な連絡帳を独自に作成している学校もあります。</p>
<p>家庭学習，生活習慣などに関する手引き</p>	<p>必ず大切になることをあらかじめ伝えておくことは，非常に重要です。 起床・就寝時間，食事と健康，学年相応の家庭学習の時間と方法などについて手引きを配付している学校や，よい生活や学習の習慣を行うことができたか記録するカード等を配付し，自分の生活を自覚できるようにしている学校もあります。</p>
<p>民生委員・児童委員，愛育委員，保健師，子ども相談主事などの連携</p>	<p>定期的な会合や参観，青少年育成協議会の地域懇談会など，ケース会議等の機会だけでなく，日頃から連携を行いやすくする取組もあります。</p>





▶ 社会教育施設

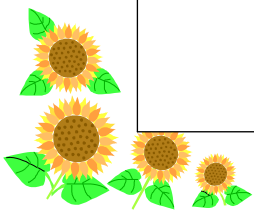
参考 4

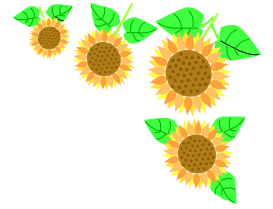
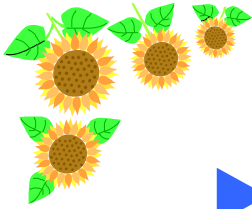
特徴を活かした岡山市の社会教育施設

立地、周囲の自然環境、収蔵品、開発したプログラムなど、施設特有の特徴を活かすことで、価値ある体験を子どもと保護者に提供することができます。

ここでは、岡山市の社会教育施設の特徴の活かし方の例を紹介します。

<p><b>公民館</b></p>	<p>フリースペース・子どもの居場所と呼ばれる取組をしており、スポーツ、料理、工作や手芸等、館ごとに工夫ある活動を行っています。ポイントは、ここでは違う学校の子どもや違う学年の子どもと学んだり遊んだり、地域の方と交流したりできる点です。様々な人の集まる公民館ならではの特徴が活かされています。</p>
<p><b>図書館</b></p>	<p>図書、新聞、雑誌、CD、DVDなど、豊富な資料を持つ図書館は、それ自体が、豊かで主体的な学びの場です。児童書や紙芝居なども豊富で、子どもと保護者の楽しみの場でもあります。手遊びや工作を行うおやこおたのしみ会や絵本読み聞かせ体験など心安らぐ場としても機能しています。</p>
<p><b>環境学習センター めだかの学校</b></p>	<p>水辺の生物観察、水辺遊び、星空観察など、旭川やその周辺の環境を活かした体験活動を行っています。例えば、旭川の魚に触れたり、エアポンプも水替えも不要な持ち帰り可能なビオトープである循環型水槽を作ったりした子どもは、自然に触れた喜びと、科学的な知的好奇心で、胸をいっぱいにすることができます。</p>
<p><b>少年自然の家</b></p>	<p>山に抱かれた豊かな自然環境の中で、家族と散策や野外炊事、テント泊などをしたり、木の実やきのこの観察をしたり、クラフトをしたりする中で、豊かな情操を培うとともに創造的な活力ある青少年の育成を図っています。</p>
<p><b>犬島自然の家</b></p>	<p>海に囲まれた豊かな自然環境の中で、シーカヤック、40cm反射望遠鏡等を使った天体観測、ストーンクラフト、海辺の散策、海釣り等の自然体験活動が楽しめる他、海水浴の際の宿泊施設として利用することができます。</p>
<p><b>オリエント美術館</b></p>	<p>ジュニア・オリエント教室を実施しています。展示している本物の収蔵品を見て子ども自身が感じ取ることと、感じ取った感じや印象を活かして子どもなりに考えて絵や立体などの制作をすることを大切にしていることで、本物のある美術館ならではの学びを実現しています。</p>





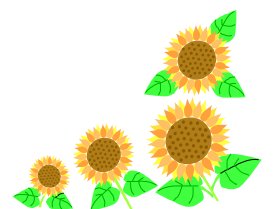
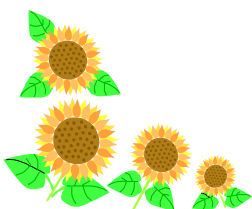
▶ 社会教育関係団体・NPO等

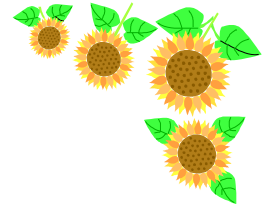
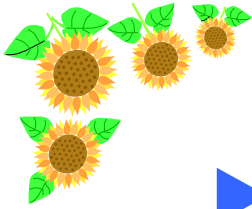
参考 5

豊かな体験活動の提供

さまざまな体験活動を提供してくださっている団体があります。  
ここで紹介できるのはごく一部ですが、取組の参考となればと考えています。

子ども会	町内の単位子ども会では、お楽しみ会や季節の行事の会、キャンプ、ソフトボール・ポートボール等を行っている。保護者等の参加により地域での人づくりと居場所づくりが行われています。 また、子ども会のリーダーを育てるインリーダー研修会（新小6）、ジュニアリーダー研修会（中、高）を実施しています。これは、自分たちの設定した実現したい活動に主体的に取り組む中で、仲間と自分を輝かせる力など、リーダーの必要な資質を培っています。
FOS少年団	キャンプ、環境美化など、団の特色のある体験活動を通して、友情・秩序・奉仕の精神を養い、健全な青少年の育成を大切にしています。
ボーイスカウト・ガールスカウト	キャンプなどの野外活動や清掃などの奉仕活動、施設の慰問などを通じて、自立心や協調性を育み、健全な心と体を持つよき青少年を育てています。
放課後子ども教室	宿題や科学体験、遊びの会など、特色のある体験ができる機会であるとともに、放課後の居場所を生み出しています。
大学の部・サークル活動	地域の公会堂等で紙芝居の読み聞かせ会や集団遊び、人形劇等の公演、複数の大学の部などで作る実行委員会による子どものお祭などを実施しています。
NPO	遊びや学びの場の提供、保護者の相談や支援など幅広く活動を行っています。（次のページ参照）





▶ 社会教育関係団体・NPO等

参考 6

NPOの広がり

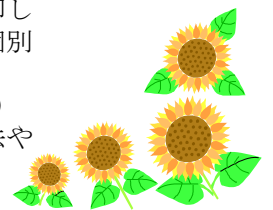
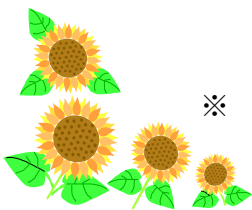
近年、教育に関わるNPOの団体数は増加し続けています。また、団体が増えるにつれ、その活動の幅も広がってきています。

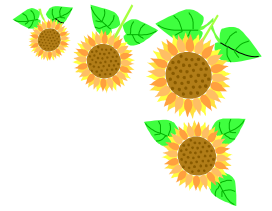
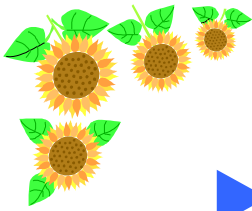
ここでは、NPOの活動を一部紹介します。

遊びの場の提供	公園にシャベルや工具、廃材、土、水、木などの素材がいつも身近にある環境を用意し、子どものやりたいことができるだけ自分の手で実現できる遊びの場であるプレーパークなどの運営が行われています。
文化活動の提供	目の前で起こる「生」の演劇を親子で一緒に鑑賞するなどの舞台芸術鑑賞や、美術やダンスなどのワークショップなどを通して、親子での心豊かな時間を過ごすことができる活動が進められています。
居場所づくり	学校や公民館などで、ごはんやお菓子づくり、絵画やおもちゃ、手芸などの制作活動、ペットボトルロケットなどの科学実験、昔遊びやお化け屋敷づくりなど、さまざまな体験をすることができるフリー塾などを開催しています。
不登校支援	不登校の児童生徒のための自宅への訪問カウンセリングや家族へのカウンセリング、同伴外出や学校への復帰支援、不登校中の遅れを取り戻す学習支援や復帰・進学後の学校授業を理解するための学習支援、不登校やひきこもりの子どもたちが遊んだり話をしたりする居場所作りなどを行っています。
就労支援	不登校・ひきこもり・ニート等へのキャリア・コンサルティング、実践型SSTなどを行っています。
発達障害児への支援	専門家による発達障害児の療育支援や個別の相談、療育キャンプや交流会などの子ども参加行事、保護者向けの講演会やセミナーの実施などを行っています。
講座	子育てに関する学校園やPTA等向けの出前講座など

※ キャリア・コンサルティング（英語：Career Consulting）  
個人が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう個別の希望に応じて実施される相談その他の支援のこと。

※ SST ソーシャル・スキル・トレーニング（英語：Social Skills Training）  
社会の中で相手から受け入れられるために必要な知識、練習などとその方法や手順を構造化した支援の方法。





▶ 企業

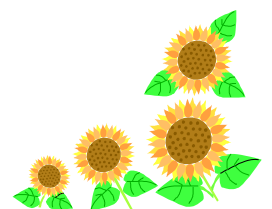
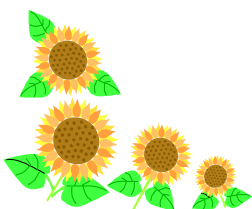
参考 7

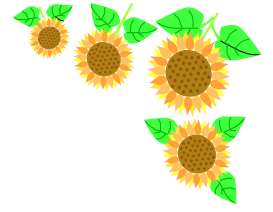
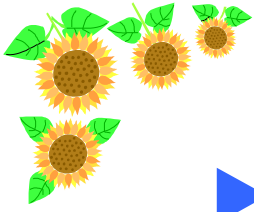
## 企業の教育的な社会貢献

企業はすでにさまざまな教育機能を提供しています。  
ここでは、その例を紹介します。

企業による森林の植樹、 地域の清掃など	持続可能な環境づくりに向けた行動など、社会そのものへの貢献という行動自体が教育的であり、手本といえます。
学校などへの出前授業や 体験活動の提供	化学実験、新聞作り教室、金融講座など、各企業の特徴を強みとして活かした活動が行われています。
工場などへの社会見学の 受け入れ	働くこととともに、ものづくりの現場を見ることができる貴重な機会を、家庭や子ども会、学校などに向けて提供しています。
実務体験	若者層を対象としたトライアル雇用や高校生、大学生向けインターンシップなど、職業に必要な力の実感と、自分を高めていこうとする意欲の形成に協力しています。
職場参観	親が働く職場を子どもが見ることは、職業観の形成というキャリア教育的な意義だけでなく、親子の会話の話題作りや人間関係の形成などにも大きな効果があります。
企業メセナ	メセナ(仏語：mécénat)は「文化の擁護」を意味し、企業メセナは、企業が主として資金を提供して文化、芸術活動を支援することです。 芸術団体への資金的バックアップや、企業が主催するコンサートやオペラ、スポーツなど各種イベントの開催などがあります。

その他、企業サイト等での子育て情報の発信、子育てイベントの実施。地域の防犯・非行防止などの取組への参加など、様々な形での教育的な社会貢献が行われています。





▶ 企業

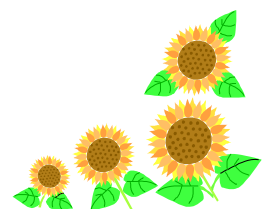
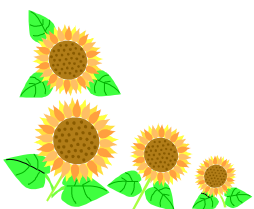
参考 8

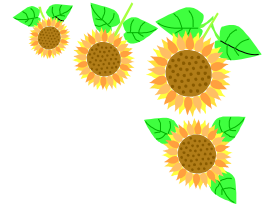
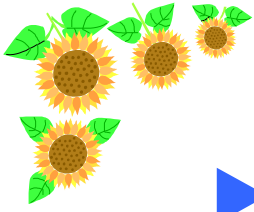
## 子育てしやすくする制度等の導入

働きやすいということは、子育て中の保護者にとって、家庭教育の時間の確保や、相談機関や講演会場を訪ねる機会の確保になることなどから、大変よいことです。

ここでは、仕事と子育てを両立しやすくする職場づくりとして、企業が実際に行っている例を紹介します。

勤務時間	短時間勤務制度や時差出勤制度などは、保護者の保育園への送り迎えなどに大きな効果があります。
休暇	半日単位などでの休暇が取得できる制度は、参観日や講演会などへの出席などの際に助かります。 また、子どもの誕生日や学校行事への参加のための休暇である子育て特別休暇の実施なども行われています。
所定外労働免除	小学校就学までの期間、希望すれば所定労働時間を超える勤務を命じない、夜間の勤務を命じないなど、所定外労働免除の実施が進んでいます。
事業所内保育施設	子どもの送り迎えの難しい勤務体制の職場では、安心して子育てができると特に喜ばれています。
新しい制度や工夫の導入	妊娠判明後のどの時点からでも休暇を取得することのできる出産準備休職制度。 子どもを保育施設にあずける際の保育料の一部の補助。 育児休業取得予定者と代替社員の平行勤務を行い、事務引き継ぎがスムーズに行えるようにする取り組み。 子どもを持つ社員の学校行事やPTA活動への参加の積極的な奨励など。





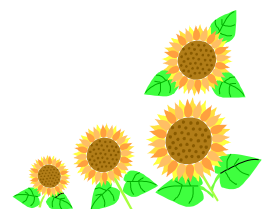
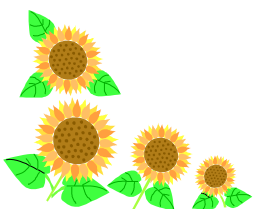
▶ 行政

参考 9

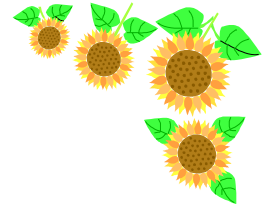
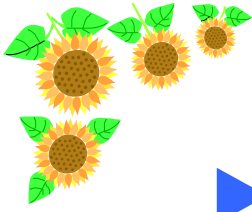
人々をつなぐ行政の関わり

それぞれの団体や組織が知り合い、お互いの特徴を理解するための取組や、子育てを支援する方と支援を受けたい保護者をつなぐ取組への行政の関わりを例示します。

<p>わくわく子どもまつり</p>	<p>子ども会，婦人会，ボーイスカウト，ガールスカウトなどの社会教育関係団体，保育園や幼稚園，公民館，児童館，ふれあい公社などの関係機関，NPO，大学の部活動やサークル活動などの関係団体が集まり，子どものための遊びの場と保護者のための子育て情報を提供しています。</p> <p>実行委員会形式で行っていますが，各団体等が円滑に連携できるよう行政も関わっています。</p> <p>「あの団体は，私たちと似た目的の団体だな。今後いっしょに活動してみたいな。」「私たちと似た目的だけど，活動の仕方は違うな。参考に取り入れてみたいな。」など，各団体の連携を生み出すきっかけとなっています。</p>
<p>ファミリー・サポート・センター</p>	<p>育児の応援をしてほしい方が，保育園・幼稚園などの送り迎え，児童クラブ後の預かり，他の子どもの学校行事のとき等に，育児の応援したい方に子どもを預かっていただく制度です。</p> <p>育児を助けてもらえる方が見つからない核家族の保護者が行き詰まらないための場として機能しています。</p>
<p>子育て応援サイト 「こそだてぽけっと」</p>	<p>子育てに関する行政情報や民間企業，NPO，大学の子育て応援活動，子どもが楽しめるイベント情報など，岡山市域の子育てに関する情報を「ぎゅっと」集めて紹介しているサイトです。</p>







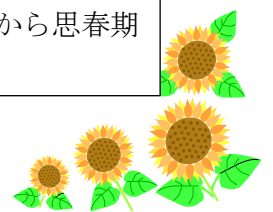
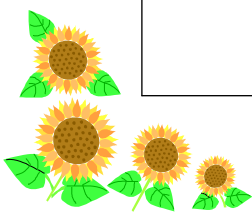
▶ 行政

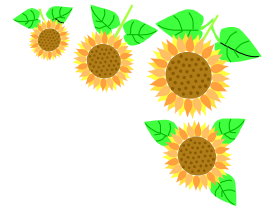
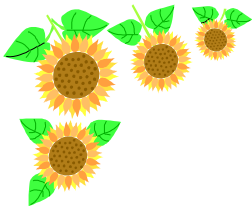
参考 10

行政としての相談窓口

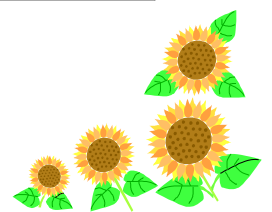
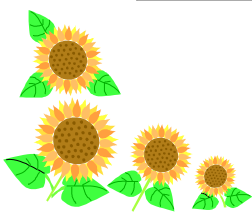
岡山市の行っている相談機関等はさまざまな地域で、それぞれの機能を発揮して相談を行っています。ここでは、相談窓口を例示します。

<p><b>こども総合相談所</b></p>	<p>子どもたちが心身ともにすこやかに育ち、持てる力を最大限に発揮することができるよう、福祉や心理などの専門スタッフが子ども（原則18才未満）に関するさまざまな相談に応じ、援助することを目的とする専門的な機関です。</p> <p>相談内容としては、ことばの発達、養育、非行、療育、児童虐待、いじめに関する事などです。</p>
<p><b>地域こども相談センター</b></p>	<p>福祉事務所に設置されている地域こども相談センターでは、子どものことで心配なことがあるときの相談を受け付けています。</p> <p>相談内容としては、子育ての不安・悩み・心配、親子のコミュニケーションのずれ、親子関係の不安・悩み・心配、子どもが学校に行きたがらない・行かない、家庭内暴力、子どもの虐待に関する事などです。</p>
<p><b>地域子育て支援センター</b></p>	<p>保育園や児童館に置かれている地域子育て支援センターでは、育児不安などについての相談・指導（面接・電話）や育児通信の発行などの支援をしています。</p> <p>また、園庭の開放や遊びの提供、親子でのふれあい遊び、赤ちゃんマッサージ、親向けのエアロビクス講座等の子育てサークルなどを行っています。</p> <p>保護者が地域で子育てを相談したり、同じように子育てをしている保護者と触れ合って安心したりすることができます。</p>
<p><b>保健所・保健センター</b></p>	<p>保健所・保健センターでは地域の拠点として、市民に身近な保健サービスや健康相談業務を行っています。</p> <p>思春期の子どもと保護者を対象にした思春期電話相談、児童精神科医による情緒・精神発達に関する乳幼児こころの相談も実施しています。その他、パパママスクール、電話育児相談、離乳食講習会、幼児健康診査など、妊娠期から思春期までの相談、健診の機会を幅広く設けています。</p>





<p><b>のびのび親子広場</b></p>	<p>市立のすべての幼稚園で、家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者の要請などを踏まえて、幼稚園の機能や施設を開放し、子育てを支援しています。</p> <p>内容としては、未就園児の保育活動（対象年齢：3歳児，0～3歳児など）や，園庭や園舎の開放，子育て相談などを行っています。</p>
<p><b>発達障害者支援センター ひか☆りんく</b></p>	<p>関係機関と連携を図りながら発達障害者本人とその家族及び関係機関に対する支援を行っています。地域に密着した支援体制を整え継続的に支援を行えるよう手伝いをしています。</p> <p>具体的には、日常生活に関する相談支援や乳幼児期の子どもの発達や子育てについての相談支援，就労支援，教育や福祉，保健，労働，医療機関等，関係機関への連携支援，発達障害への理解を深めるための普及啓発・研修などを行っています。</p>
<p><b>こころの健康センター</b></p>	<p>市民のこころの健康づくりや，精神障害のある方などの社会参加を促すことを目的に，関係機関と連携・協力し，精神保健福祉事業を推進していく技術的中核機関として設置されています。</p> <p>こころの悩みや精神症状への対応について，本人や家族からの電話相談や来所相談，依存症相談，思春期こころの健康相談等の専門相談も行っていきます。</p> <p>こころの健康センター内には，岡山市内在住のひきこもり状態にある本人やその家族の相談窓口として，岡山市ひきこもり地域支援センターを設置しています。（来所相談は予約制です。）</p>
<p><b>教育相談室</b></p>	<p>不登校や集団への適応などについて，面接や小集団活動等による教育相談により，その解消に向けて対応しています。</p> <p>電話相談や来室での相談のほか，ひきこもりがちな児童生徒に対しては，訪問相談等も行っていきます。</p> <p>専門相談員による専門的なカウンセリング，ことばや発達障がい等に関する相談や，就学や転籍に必要な発達検査も行っていきます。</p>



## 資料編

- 岡山市社会教育委員会議 審議経過
- 社会教育法（抜粋）
- 岡山市社会教育委員の設置に関する条例
- 岡山市社会教育委員会議設置要綱
- 岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例  
（愛称「岡山っ子育成条例」）
- 平成15年の提言  
提言「これからの家庭教育のあり方と家庭教育を支援する  
ための方策について」
- 平成24年度第3回社会教育委員会議における意見聴取者名簿
- 本提言の作成に参加した岡山市社会教育委員名簿

岡山市社会教育委員会議

「家庭の教育力向上に向けての方策について」 審議経過

<p>平成23年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月 1日 今後の審議のテーマについて</li> <li>・ 2月 2日 保護者から意見聴取</li> <li>・ 3月29日 アンケート内容等について審議</li> </ul>
<p>平成24年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月24日 今後の審議の進め方について</li> <li>・12月19日 アンケート集計結果についての審議</li> <li>・ 2月13日 家庭教育を支援している方からの意見聴取</li> <li>・ 3月27日 提言内容等について審議</li> </ul>
<p>平成25年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月 6日 提言内容等について審議</li> <li>・ 8月 1日 提言内容等について審議</li> <li>・ 9月 2日 提言内容等について審議</li> <li>・ 9月26日 提言内容等について審議</li> <li>・10月 3日 提言内容等について審議</li> </ul>

## 社会教育法

(昭和二十四年六月十日法律第二百七号)  
最終改正：平成二五年六月一四日法律第四四号

(中略)

(社会教育委員の構成)

**第十五条** 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

**2** 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(削除)

**第十六条** 削除

(社会教育委員の職務)

**第十七条** 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

**2** 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

**3** 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

**第十八条** 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

(以下略)

## 岡山市社会教育委員の設置に関する条例

昭和34年9月1日

市条例第23号

### (趣旨)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき，社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

### (職務)

第2条 社会教育委員は，社会教育法第17条に規定する職務及び生涯学習推進に関する助言を行う。

### (定員の定数)

第3条 委員の定数は，25人以内とする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし，補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか，委員に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。

### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

### 附 則(昭和44年市条例第94号)

この条例は，公布の日から施行する。

### 附 則(平成12年市条例第7号)抄

#### (施行期日)

第1条 この条例は，平成12年4月1日から施行する。

## 岡山市社会教育委員会設置要綱

### (設置)

第1条 「岡山市社会教育委員の設置に関する条例」に基づき、社会教育法第17条に規定された職務を行うため、岡山市社会教育委員会議（以下「社会教育委員会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 社会教育委員会議は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他必要と認められる者

2 社会教育委員会議の定員は25人を越えないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第3条 社会教育委員会議に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- (1) 議長 1人
- (2) 副議長 1人

2 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 議長は、社会教育委員会議を代表し、会議を進行する。
- (2) 副議長は、議長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (職務)

第4条 社会教育委員会議は、社会教育法に基づき、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、意見等を述べること
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと
- (4) その他、必要な事項

2 社会教育委員は教育委員会の会議に出席して、社会教育に関する意見を述べることができる。

3 社会教育委員は教育委員会から委嘱を受けた事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者、及びその他関係者を指導し、助言することができる。

### (会議)

第5条 社会教育委員の会議は、議長が必要と認めたときに招集する。

2 議長は、必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

### (庶務)

第6条 社会教育委員会議の庶務は、生涯学習課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、社会教育委員会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

# 岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例

平成18年12月27日 市条例第147号

## 目次

### 前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 家庭, 学校園, 地域社会, 事業者及び市の責務(第4条—第8条)
- 第3章 子どもの安全確保に関する責務(第9条・第10条)
- 第4章 市が推進する施策(第11条—第18条)
- 第5章 推進のための取組(第19条・第20条)

### 附則

岡山市は、豊かな自然と地理的条件に恵まれ、先人たちのたゆみない努力により、輝かしい歴史と文化を築き、発展を続けてきました。国際化が進展する新たな地方の時代に、岡山市のすべての子どもたちが夢と希望をもち、健やかに成長していくことは私たちの大きな願いです。

私たちは、岡山市の未来の希望である子どもたちが次代を生きていくための資質として、自立を掲げました。ここでの自立とは、子どもたちが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、共に生きることができるよう自分自身を確立していくことです。豊かな人間性とは、社会の一員としての倫理観や正義感、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心を身につけていくことです。自分を高めるとは、自らの可能性を信じ、目標に向かって努力を重ねていくことです。そして、共に生きるとは、すべての命を大切にし、自分や他者との違いを理解して協調するとともに、自然や環境とも調和していくことです。

岡山市の子どもたちは、家庭、学校園及び地域社会が温かく見守るなか、自立に向かって成長しています。しかし、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもに関する課題の解決には、私たちが、子どもたちに与える影響の大きさを自覚して自らを律するとともに、子どもたちの教育に責任を持って取り組む必要があります。

ここに、私たちは、子どもたちが愛されていると実感できる家庭、学校園及び地域社会を実現し、市民協働による自立する子どもの育成を推進することを目指し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関して、基本理念を定め、家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策その他の基本的事項を定めることにより、もって自立する子どもの育成に寄与することを目的とします。

### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 子ども 概ね18歳未満の市の区域内(以下「市内」といいます。)に居住する者をいいます。
- (2) 保護者 子どもを保護する義務を有する者をいいます。
- (3) 学校園 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校をいいます。
- (4) 地域社会 地域に居住する者並びに地域に関する課題の解決及び地域住民の連携を図るために活動する団体をいいます。
- (5) 事業者 市内において、事業所又は事業の拠点を有する個人又は法人をいいます。
- (6) 協働 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市が、それぞれの果たすべき責務を自覚し、相互に支え合い、協力することをいいます。
- (7) 自立 子どもが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、他者及び環境と共に生きることができるよう自分自身を確立していくことをいいます。

### (基本理念)

第3条 すべての子どもは、子どもとしての権利及び社会の一員としての心身の発達に応じた責任があり、また性別、国籍、障害等にかかわらず、一人の人間として尊重されます。

2 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市は、相互の信頼関係のもとに協働し、かつ、子どもの心身の発達に応じて、適切に子どもの育成に関する取組を行います。

## 第2章 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務

### (家庭の責務)



第4条 保護者は、子どもの教育に第一義的な責任を有し、子どもが家庭の愛情のなかで生活習慣及び社会規範を身につけ、豊かな人間性を育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもにとって、自分が愛され、大切にされていると実感できるような家庭づくりをすること。
  - (2) 子どもの思いを受け止め、適切に褒め、叱ることで、子どもが自立に必要な力を身につけられるようにすること。
  - (3) 子どもが、家庭の中での役割を果たすことで、責任感を育み、家族の一員としての喜びを感じることができるようにすること。
  - (4) 地域社会の一員として、主体的に地域の行事及び活動に参加又は参画すること。
  - (5) 子どもとともに成長していくように、周りの人と関わるとともに、学習する機会をもつこと。
  - (6) 平素から子どもに関して学校園と情報を交換し合うとともに、積極的に学校園の行事及びPTA活動に参加又は参画すること。
- 2 保護者の家族は、前項の保護者の責務を実行するに当たっては、これに協力するように努めます。

#### (学校園の責務)

第5条 学校園は、子どもが集団の中で自立に必要な力を身につけられるようにするとともに、子どもの学びの拠点として、家庭及び地域社会の信頼に応え、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 基礎的及び基本的な知識及び技能を身につけさせるとともに、自ら学び、自ら考える力等を育成し、学力の向上を図ること。
- (2) 集団の中で、子どもの社会性、倫理観、規範意識、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心等豊かな人間性を育成すること。
- (3) すべての命を大切にすることを育み、互いの人権及び個性を尊重しながら、共に支え合う態度を育成すること。
- (4) 子どもの適切な勤労観を育成するための教育を推進すること。
- (5) 子どもの健康及び体力の向上を図り、並びに健康に関する教育を推進すること。
- (6) 家庭及び地域社会へ積極的に情報を発信するとともに、相互の意見交換の機会を充実すること。
- (7) 地域社会と連携し、又は協力して、地域人材の活用を推進すること。

#### (地域社会の責務)

第6条 地域社会は、子どもが地域での多様な体験及び様々な人や自然とのふれあいをとおして、豊かな人間性や、ふるさとを大切に思う気持ちを育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもへの声かけ、見守り等子どもの育成に積極的にに関わり、安全で健やかに育つ環境づくりをすること。
- (2) 子どもが地域社会の一員として、地域の行事及び活動に参加又は参画できる機会をつくること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どものいる家族に対しても地域全体で見守るとともに、地域の行事及び活動に家族で参加又は参画できる機会をつくること。
- (4) 学校園や社会教育施設等の求めに応じて、子どもの教育に関するボランティア又は講師として、参加又は参画すること。

#### (事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、子どもの育成に責務を負うとともに、自立する子どもの育成が将来の人材を育成する大切な営みであることを自覚し、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもにとって、安全で良好な環境づくりを推進すること。
- (2) 自らの事業所に勤務する保護者が、仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整えること。
- (3) 学校園の求めに応じて、職場見学、職場体験、講師派遣等に協力すること。
- (4) 自らの事業所において、子どもの育成に関するボランティア活動を奨励すること。

#### (市の責務)

第8条 市は、家庭、学校園、地域社会及び事業者が、それぞれの果たすべき責務に従い、協働して自立する子どもの育成を推進できるように、支援に関して必要な措置を講じます。

### 第3章 子どもの安全確保に関する責務

#### (子どもの安全確保に関する家庭、学校園、地域社会及び事業者の責務)

第9条 前章に定めるもののほか、家庭、学校園、地域社会及び事業者は、自立する子どもを育成する基盤となる子どもの安全を確保するため、次の責務を果たします。

- (1) 子どもの事故、犯罪、非行、いじめ、虐待等を未然に防止するため、子どもが安心して育つことのできる環境づくり等を推進すること。
- (2) 子どもが危険を回避できるとともに、危機に適切に対応できるようにするための教育を充実すること。
- (3) 子どもの安全が脅かされる状況の早期発見に努めるとともに、その状況を発見した場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応すること。

#### (子どもの安全確保に関する市の責務)

第10条 市は、子どもの安全確保のための活動及びネットワークづくりの推進に努めるとともに、子どもが被害者又は加害者となった場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応します。

#### 第4章 市が推進する施策

##### (家庭教育への支援)

第11条 市は、家庭に対して、子どもの育成に関する情報提供に努めるとともに、情報交換及び学習の機会を充実するものとします。

##### (学校園の教育環境の充実)

第12条 市は、学校園が教育機能を十分に発揮できるように、教職員の資質向上とともに、学校園の自主性及び自律性を尊重しつつ、学校園の教育環境を充実するものとします。

##### (地域社会への支援)

第13条 市は、自立する子どもの育成に関わる人材を育成するとともに、学校園、社会教育施設、子どもの居場所等(以下本条中「学校園等」といいます。)に協力する個人又は団体が、学校園等において活動するために必要な支援を行うものとします。

##### (事業者の理解及び協力の推進)

第14条 市は、自立する子どもの育成に関して、事業者の理解及び協力が得られるように、広報及び顕彰を行うものとします。

##### (子どもの自主活動への支援)

第15条 市は、子どもの伝統文化、スポーツ、体験活動等の自主的な活動を支援するとともに、子どもの体験活動等への主体的な参加又は参画の機会を充実するものとします。

##### (相談体制の充実)

第16条 市は、教育、保健、福祉及び医療の分野における子どもの育成に関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携を図り、子どもの育成に関する総合的な相談体制を充実するものとします。

##### (自立する子どもの育成に関するネットワークの推進)

第17条 市は、自立する子どもの育成に関するネットワークづくりを推進するために、必要な支援を行うものとします。

##### (市民の理解及び協力)

第18条 市は、自立する子どもの育成を推進するための施策の実施に当たっては、市民の理解及び協力を得るとともに、市民意見等の把握に努めるものとします。

#### 第5章 推進のための取組

##### (行動計画の策定)

第19条 市は、市民協働による自立する子どもの育成に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、行動計画を策定します。

2 市は、行動計画の進捗状況について、一定期間毎に評価し、必要に応じて改善を行います。

##### (推進会議の設置)

第20条 市は、市民協働による自立する子どもの育成を推進するため、推進会議を設置します。

2 推進会議は、第2章及び第3章の責務に基づく家庭、学校園、地域社会及び事業者の行動指針を策定するとともに、啓発に努めます。

3 推進会議の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定めます。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

## 平成15年の提言

### 提言「これからの家庭教育のあり方と家庭教育を支援するための方策について」

平成15年3月

1 家庭とは、子どもが愛されていると実感できる場、自立する力を身に付ける場、親自身が子どもとともに成長する場である。

2 家庭教育に求められていることとして、

(1) 子どもが愛されていると実感できる家庭であるために

- ・全面的に受容することによって、基本的信頼感や自立心を育てよう
- ・夫婦が互いを信頼し、一致協力して子育てをしよう
- ・親の手料理と家庭で食卓を囲む団らんの時間を大切にしよう
- ・過剰な期待や干渉はやめよう
- ・子どもの思いを分かち合おう

(2) 子どもが「自立する力」を身に付ける家庭であるために

- ・しつけを通して「自律心」を育てよう
- ・子どもの自尊心を傷つけないようにしよう
- ・いつできるようになるかは子どもに任せよう
- ・してはいけないことや間違っただ行いはきちんと叱ろう
- ・自分の行いに責任があるということに気付かせよう

(3) 子どもとともに成長する親であるために

- ・親自身が周りの人々とのコミュニケーションを大切にしよう
- ・家族以外の人にも愛情や思いやりの心を持ちましょう
- ・親の人間関係を基盤にしながら、子どもの交流の輪を広げよう
- ・子どもの成長・発達に応じた関わり方をしよう

3 家庭教育を支援するためのアプローチとして、

(1) 地域社会に望むこと

- ・地域の行事に子どもたちを参加させよう
- ・親子体験活動の場や機会を確保しよう
- ・ボランティア・スポーツ・文化活動や青少年団体の活動を活発に展開しよう

(2) 職場や企業に望むこと

- ・子育てをしやすい雇用環境を整えよう
- ・職場見学の機会を拡大し、働く親の姿を見せよう
- ・有害情報に対して良識ある取組をしよう

(3) 学校・園に望むこと

- ・子どもを預ける親と預かる人との信頼関係を大切にしよう
- ・保育園や幼稚園による子育て支援を進めよう
- ・校内外活動に関する情報提供を行い、子どもたちの参加を奨励しよう
- ・中学生や高校生が乳幼児と触れ合う機会をつくろう
- ・「開かれた学校・園づくり」を推進しよう

(4) 行政に望むこと

- ・「子育ての社会化」を促すための環境を醸成しよう
- ・家庭教育に関する学習機会を充実しよう
- ・子育て支援ネットワークづくりを推進しよう
- ・父親の家庭教育への参加を支援しよう
- ・これまで手が届きにくかった親への支援をしよう
- ・子育て相談体制を充実しよう
- ・情報提供システムを充実しよう
- ・家庭教育関係課の連携を強化して具体的な施策を展開しよう

## 平成24年度第3回社会教育委員会会議における意見聴取者名簿

実施：平成25年2月13日

氏名	役職
赤木 康二	岡山市PTA協議会 会長
尾崎 茂	公益社団法人岡山青年会議所 理事長
古谷 義子	特定非営利活動法人タップ 代表
濱野 昌子	岡山市民生委員・児童委員協議会（上道地区主任児童委員）
半田 雄三	岡山商工会議所青年部 会長
美咲 美佐子	特定非営利活動法人岡山市子どもセンター 代表理事
好長 シゲ子	岡山市愛育委員協議会 会長

(敬称略)

本提言の作成に参加した岡山市社会教育委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	所属	参加期間
いけがみ 池上 まさかず 正和	前岡山市連合町内会代表（岡山市連合町内会副会長※）	平成23年4月1日～ 平成24年7月24日
おおの 大野 こうじ 光二	環太平洋大学次世代教育学部国際教育学科特任教授	平成23年10月1日～
かたおか 片岡 かよこ 加代子	岡山市公立保育園長会代表（岡山市立南方保育園長）	平成23年4月1日～
かんざき 神崎 ていすけ 禎介	前岡山市子ども会育成連絡協議会代表（岡山市子ども会育成連絡協議会会長※）	平成23年4月1日～ 平成25年9月30日
くせ 久世 ひでかず 英一	岡山市子ども会育成連絡協議会代表（岡山市子ども会育成連絡協議会副会長兼事務局長）	平成25年10月1日～
くまがい 熊谷 ひなのすけ 慎之輔	岡山大学大学院教育学研究科准教授	平成23年4月1日～
たちばな 立花 ひさし 久志	前岡山市中学校長会代表（岡山市立妹尾中学校長※）	平成23年4月1日～ 平成25年5月31日
ちやうじゅ 長壽 やすこ 和子	岡山市民生委員児童委員協議会代表（主任児童委員部副部長）	平成23年4月1日～
つげ 津下 まさみ 正美	岡山市国公立幼稚園長会代表（岡山市立三門幼稚園長）	平成25年6月1日～
どいほら 土井原 やすふみ 康文	岡山市小学校長会代表（岡山市立角山小学校長）	平成25年6月1日～
ながはら 永原 きだこ 佐多子	前岡山市国公立幼稚園長会代表（岡山市立宇野幼稚園長※）	平成23年4月1日～ 平成24年5月23日
なんば 難波 きょうか 恭佳	前岡山市PTA協議会代表（岡山市PTA協議会母親委員長※）	平成24年 7月24日～ 平成25年5月31日
にしい 西井 まみ 麻美	ノートルダム清心女子大学人間生活学部児童学科教授	平成23年4月1日～
のりやす 則安 もとなお 基直	岡山市連合町内会代表（岡山市連合町内会常任理事）	平成25年 7月1日～
ほぎわら 萩原 ようこ 洋子	岡山市連合婦人会代表（岡山市連合婦人会会計）	平成23年10月1日～
ふじしま 藤島 ふみお 文雄	岡山市中学校長会代表（岡山市立操山中学校長）	平成25年6月1日～
ふじわら 藤原 けんじ 健史	株式会社山陽新聞社論説委員	平成23年4月1日～
むらた 村田 あきこ 明子	岡山市PTA協議会代表（岡山市PTA協議会母親委員長）	平成25年6月1日～
やお 矢尾 みずほ みずほ	前岡山市PTA協議会代表（岡山市PTA協議会母親委員長※）	平成23年6月1日～ 平成24年7月23日
やまだ 山田 ようこ 洋子	前岡山市小学校長会代表（岡山市立福浜小学校長※）	平成23年6月1日～ 平成25年5月31日
やまはな 山花 ただひこ 忠彦	前岡山市中学校長会代表（岡山市立芳田中学校長※）	平成23年4月1日～ 平成24年5月23日
わけじま 分島 よしとも 良俱	前岡山市連合町内会代表（岡山市連合町内会理事※）	平成24年 7月24日～ 平成25年6月30日
わたなべ 渡邊 ひさこ 比佐子	前岡山市国公立幼稚園長会代表（岡山市財田幼稚園長※）	平成24年5月24日～ 平成25年5月31日

※は、委員在任中の役職名





岡山市社会教育委員会議 提言  
家庭の教育力向上に向けての方策

平成25年10月22日  
編集・発行 岡山市社会教育委員会議  
(事務局 岡山市教育委員会事務局生涯学習課)